



○加藤政府委員 お答え申し上げます。この石油資源探鉱促進臨時措置法、いま御指摘のようにこれは石油だけではござりますが、これの探鉱活動を促進しまして、国産原油の生産を上げる、そのための鉱業法の特例的な規定を置いた法律でありますと、もちろん法律の附則で規定しております十年の期間がちょうど参るという理由があるわけでございますが、たまたまこれを廢止するから、政府はこの際どうも国内資源の開発についてはあきらめるのじやなかろうか、そういう誤解を一部受けすることは確かに御指摘のとおりであろうかと存するわけでございまして。私ども、基本的な考え方といたしましては、この石油資源——原油と天然ガス両方でございますが、これの国内における開発についての基本的な考え方は、昭和三十七年度を第一年度といたします。いわゆる第二次五カ年計画、この線に沿つて今後国内の開発を続けてまいりたい、こういう基本的な考え方でおるわけでございまして、三十七年度は初年度でございまして、ことしがちょうど二年目になるわけでございますが、実績を見てみますと、原油の開発のほう、これは大体予想、あるいは予想を上回つておるという状況にあるわけでございます。遺憾ながら天然ガスのほうにつきましては、生産の実績、あるいはその見通しなり、あるいは探鉱投資の実績、その見通しにおいて、この計画の線を下回るといふおそれがござりますので、今後天然气ガスについてどういふふうに基本的に考えていいたらいいだろか。たまたま帝石について御承知のような問題が出でおりますので、この帝石の今後の

再建を新首脳陣でどういうふうにお考  
えになつていただけるか、それをよく  
拝見いたしまして、さらに現在以上に  
特別の考慮を払う必要があるといふこ  
とにれば、検討いたしたいといふ  
うに考えておるわけでござりますが、  
一応この五ヵ年計画を数字的に見ます  
と、最終の四十一年度におきます原油  
の生産量が百五十五万キロという数字に  
なつておりますが、資  
源的に見まして、四十二年以降は大体  
書れでございますが、通産省の中にござ  
います産業構造調査会の答申の中に  
も触れておるわけでござりますが、資  
源的に見まして、四十二年以降は大体  
これの横ばいの線でこの開発を続けて  
いくということになるわけであります  
す。一方、天然ガスのほうは、三十六  
年度の実績がちょうど十億立方メート  
ルでございましたが、これを目標の四  
十一年には二・五倍の二十五億に持つ  
ていく、これは将来とも資源的に見ま  
して、あるいは他のエネルギーとの比  
較の面から見ましても、相当有望であ  
るということです、この天然ガスの開発  
につきましては、たとえば四十二年度  
には二十八億にする、あるいは四十七  
年度には五十億にするというふうな一  
応のエネルギー部会での希望の目標と  
いうものが立てられておるわけでござ  
いますが、私ども、この天然ガスにつ  
いてはそういう方向で考えてみたい、  
こういうふうに考えております。

おつて、その方針に従つて今後も大いに努力していくのだ、こうしたことでもあるようありますから、国内資源の開発について、ひとつ政府のほうも、今後とも大いにできるだけめんどうも見、強力な前進をしてもらいたいと思う。それは、国内原油、国内ガスといふものは、数量としてはまことに微々たるもので。しかし、これが開発上持つている技術といふものが、将来海外経済協力によって海外の開発をする場合には生きるわけでありますから、そういう意図におきましても、国内資源の開発といふのは多面的な効果を持つっているわけです。今後もひとつ強力にやつてもらいたいということを要望いたします。

そこで、試掘権の存続期間の経過措置、これは鉱業法との法律では若干違つておりますね。鉱業法は二年ごとに更改を、これは一年ごとにするので、残存期間を鉱業法の線に戻すといふことだらうと思うのですが、ちょっとわれわれしうらとの場合にわかりにくいで、この間の説明をしてもらいたい。

○加藤政府委員 お答え申し上げます。現在指定地域に残つて現存しておりますこの経過規定の適用を受ける試掘権というのは、たしか十ぐらいしかないといふうに記憶をいたしておりますが、その、今後の期間の更新についての規定でござります。非常に読みづらい規定でございますが、簡単に申上げますと、今後更新する場合を含めて、当初からの試掘権の存続期間、これを鉱業法の原則どおり合計八年で打ち切るということが一つ、それから、今後この規定によりまして当然存続期

○板川委員 全国で十ばかり該当するものがあるということだそうですね。それでは、石油資源探査促進臨時措置法、これの条文的な質問は一応終わりまして、この際ひとつ石油關係全般について、大臣がいませんから次官、局長に若干伺いたいと思います。

第一に伺いたいのは、政府は、海外経済協力という立場から、石油資源開発株式会社を中心に海外の油田開発等に乗り出すということを今度の予算の中にも盛られておりますが、海外で開発された場合に、その原油についてはどういうことを考えているのですか。

スマトラあるいは各地から、日本の技術を買って、日本の技術によつて開発してほしいというのがたくさんある。海外経済協力基金を使って、SKが中心になつて開発をする、ことじじゃないでしょ、何年後になるのかもせんが、そういう場合に、海外原油開発が成功してどんどん取れると、いう点を一体どういろいろうに考えておられますか。この点を伺いたい。

○加藤政府委員 お答え申し上げます。現在わが国の民族資本の手による海外原油の開発で非常に成果をあげておりますのは、御承知のアラビア石油、それから東南アジア方面では北スマトラ石油開発協力株式会社、この二つがあります。こういったもので今後ともやはり積極的に推進してまいりました。といふ理由は、将来全体のエネルギー

ギー供給の中に占める石油資源のウエートが非常に高まってまいりまして、この石油の安定的な、しかも低廉な供給といふものは、今後のわが国の経済発展のためにきわめて重要なわけでございます。ひるがそりまして、日本の現在における石油の供給源がどういうかこうになっているかと申しますと、地域的には中近東方面から八四、五%依存しているわけであります。政情の非常に不安定な最近の状況でもあり、現にエズの動乱のときに一時そういう様相が見えたわけでございますが、こういう相手国の政情不安等によつて、その供給の円滑を欠くという心配があるわけでありますので、できるだけ地域的に供給源を分散する必要があるということが一つ。それから、その供給先の資本系列を見てまいりますと、いわゆる七大国際石油資本と申しますか、これから六〇%以上のものを依存しているというかこうにも相なつております。第一点の地域的分散といふ意味からも、それから供給先の資本的な系列を分散化するといふ意味からも、他の地域における民族資本の手による開発を今後とも積極的に進めいかなければならぬ、こういうことでござります。そこで、どういうことでござります。そういう趣旨に沿つて、私どもは海外原油の開発を今後とも進めていくということであるわけでございますので、当然にそこで開発されました石油は一〇〇%わが国に持つてまいりまして、それをわが国の製油所で製品化する、こういうたまえで考えておるわけでござります。

いが出されているものがあると思います。インドもありますし、エジプトもあると思うのですが、こういうふうにせつから日本のかつてが海外に買われて、海外と提携して、その後進地域の開発に乗り出していくという場合に、乗り出したのは、いいのだが、あるいはそれが成功したはいいが、それた原油は日本では使えない、日本は前々から買っておるところから買わなくちゃいかぬという形では、私は意味の半分は失われる——無意味だとは申しませんが、半分は失われると思うのであります。そこで伺いたいのは、アラビア石油——カフジですか、この引き取り体制といらはその後どういうふうな実情にあるのですか。それは前の石油小委員会でも説明があつたから大体了承しておるのでですが、植村あつせん案によつて三十八年度八百何十万トンですか、三十九年度一千万トンという形になつたと思うのです。ところが十一日の新聞によると、アラビア石油の增量要請を石油連盟は断つた、こういう記事が載つております。これは内容を見ると、百万トンはしかたがないが、それ以上はお断りとする、多分こういう形だらうと思います。それと一方、最近の新聞によると、アラビア石油では第二の油田が発見されておる。それは従来、アラビアのカフジ原油の硫黄分が多くて、三%前後で、硫黄分が多いから買うのはいやだ、こういう理由があつたのですが、今度は硫黄分の少ないものが同鉱区の中から発見され、従来の硫黄分の多い鉱区と同じような大量のものがあるというふうに推定されるという報道もされておりますが、アラビア石油の国内の引き取り体

制といふものが軌道に乗れば、一千二百万トンでも一千五百万トンでも二千万トンでもできると思うのです。問題は国内の引き取り体制いかんといふ形になるのですが、これの最近の状況、今後の見通し等について説明していくだきます。

○加藤政府委員

について説明していた

制といふものが軌道に乗れば、一千二百万トンでも一千五百万トンでも二千万トンでもできると思うのです。問題は国内の引き取り体制いかんという形になるのですが、これの最近の状況、今後の見通し等について説明していくだきます。

○加藤政府委員 最初に、アラビアのほうから石油を持ってまいりますときには、先生御指摘のように、国内の精製会社へ引き取ることについては、いろいろトラブルがあつたのであります。おかげさまで石油審議会の会長の植村さんのおっせんによつて、本年は八百万トン、実績は八百万トンをある程度、二、三三十万トントするのじゃないか、さらには来年度は、まだ最終的には決定はいたしておりませんが、植村あつせん案によれば一千万吨、私どもはさらにそれをプラスアルファとしてできるだけ多くのものを引き取つてもらうよろしくたいという感じでおるわけございますが、形式的に何千万トンにきまるか、これは別としまして、実態的にはどういうような方向で石油精製業界の御協力を願えるだろう、こういうふうに考えております。ただ、アラビア石油の開発のテンポに合わせて国内の引き取り体制ができるかどうか、こういう問題でございますが、先生御指摘の例のフート油田あるいは現在掘つておる力フジの新層の開発、これはそれ一本のボーリングしかやっておりませんが、見込みとしては相当有望である、しかも性状的に見ると、いま問題になつておりますサルファ分が非常に低いということで、私どもも楽しみにしておるわけでございますが、これは本格的な探鉱が終わり、埋蔵量の確認と

いうことがまだなされておらない、段階であるわけでござります。将来だんだんと探鉱を進めてまいりまして、そういう鉱量がどれくらいあるのかということをまず確認をすることが先決でございまして、現在アラビアとしましては、大体来年度千万ないし千百万というものを引き取れば、国内の開発なりあるいは積み込みの体制にマッチする、こういうことになつておるわけですがございまして、大体そういう計画で一つにはサルファ分が非常に高いものとしますれば妥当なところではなかろうか、こういうふうに考えておるわけであります。ただ御指摘のように、ごといまではサルファ分が非常に高いものでございますから、技術的に見て他の軽いものとブレンドする必要があるということ、これのみをかりに使いたいという製油所がございましても、そういうことができない、というような技術的な理由もございますが、それと、先生御承知のように、日本の石油会社には外資が入つておる会社が相当ございまして、これは考え方としては、原則的に一〇〇%提携先の原油を持つてくるというふうな考え方方がございまして、それに対して私どもは、石油政策上の見地からの協力をお願ひいたしました、現在プロラタ方式でそれぞれの製油所に引き取つてもらうということ、で、大体割合が一五%ぐらいになつておるわけであります。この一五%の割合は、将来は、アラビアの開発が進んでまいりますれば、だんだんと上げていくような業界側の御協力を得るようになります。

○板川委員 三十九年度は一千四百万吨、それに四十年度は一千八百万吨、一割ぐらいふえるのじゃないかといふ見通し、こういうことですか。結局アラビアの海底に大きな油田があり、今度、従来欠点とされておつたサルフア部分の少ないものが発見された。問題は、やはりそれを国内で引き取ってくられるかどうかという体制が整わない、と、開発についてのテンポというのもおそくなると思うのです。ですから昨年の輸入量に対する外貨の支払い高を見ますと、原油の代金として、通関ですが、八億六千万ドルも払っておるのですね。もしそのうちで半分が純国産油であるというならば、相当部分、数億ドルの外貨節約ということにもなるのです。ですから私は外貨節約上からいっても、たとえ半分以上の利権を向こうへ払うとしても、とにかく半分は外貨を使わずに、円貨で済むことになるのですから、国内の引き取り体制というものをもつと政府が積極的に指導していくべきではないかと思うのです。いま局長が言われたように、外資との提携会社で一〇〇%その会社の油を引き取らなくてはいけないということになつておりますと、もしそれよりも安いものがあるのに高いものを一〇〇%引き取らせるという契約は独禁法違反になるのです。アメリカでは独禁法違反に日本の会社まで呼び出しているのだから、もしそうならば、日本公正取引委員会へアメリカの会社まで呼び出して、そういう不公正な取引というものをやめさせるようにすべきです。もし一〇〇%ひもつきだというならば、それこそある程度石油業法を変えて、法律でそういう事項を何

らが規制を加えなければならなくなつてゐるのじゃないか。外国石油会社等も、法律できまつてゐるのならいたし方ありません、これは国の意思だから尊重いたしましょう。法律がないのだからと、いうことを言つてゐるのではありませんから。だから私はそろなるならば、やはり法律でそういう取引関係を、国内油を優先するような立法措置をどこかでしなくてはならなくなつてくると思うのですが、この点をどうお考えですか。

終的には具體化はしておらないわけでござりますが、アラビア石油自身で日本の国内にその原油を処理するための製油所を持ちたいという構想があるわけでござります。こういった面についても積極的に政府として協力していくようにしてまいりたい、こういう考え方を持つております。

○中川(俊)委員 関連して、ちょっとお尋ねしますが、三十七年の四月十一日に石油業法が通過した。そのときに、石油業法に対する附帯決議をつけております。いま板川委員が御質問になつておるのだが、それを見ると、その最後に、いまいろいろ論議しておる問題について、早急に引き取り体制を確立せよということを附帯決議でつけたわけです。そのとき、たしかよくが附帯決議の説明をしたのではないかと思つたのですが、政府は買い取り機関をつくるべきではないかとということをそなつとき言つたわけです。政府はそのとき善処するということだつたけれども、大体附帯決議といふものは政府がちつとも関心を持たないというか、熱意を持たない場合が多い。この点について考えたことがありますか。たとえば、いろいろいろ論議しておられます、アラビア石油というものはまだどんどん会に頼んだりあるいは方々に頼んで石油会社に引き取りの間にをやらしていきますけれども、この四月から石油が自由化の方向をたどってきますと、もうもうかればいいのですから、あの連中

がどんどん進出していくとなつてきますと、いままあなた方が考へておられるような、安易に石油会社に引き取らすというようなことを言つてみるとところで、引き取らなくなるのではないかと思うのです。非常な混乱に陥つてしまはしないか。たとえば、ついこの間の出光の問題一つ見てもそちらではないかと思うのです。連盟を脱退したのですから、出光は連盟のアウトサイダーになつた。今度話がついたのがつかないのか、私はまだ真相は知らないが一応表面はついたような形になつておるけれども、はたしてこれが正式についたのかどうか疑問がある。そういうふうになつてきますと、委員会の答弁といふものは、そろ言つては失礼だが、はなはだ場当たりだけれども、日本の総合エネルギー政策というものが場当たりでは済ませられなくなつてくる事態が必ず到来するのですよ。ですから、あなたの前に川出君が鉱山局長をやつておられたが、その川出君はいまは國係はない。今度あなたが鉱山局長になつたが、あなたがいつまで鉱山局長をやつておられるのか、前人の答弁は、もう同じ政府でありますながら、全然と御無礼だが、自分はよく知らなかつたのだとうようなら立場に立つて御答弁がある。ですからそのときも、買い取り機関は早急につくらなければならぬ——いまのように石油会社に引き取れといつても引き取らない、アラビア石油がどんどん出しだす、そろすると、海へ捨てるわけにいかないから、国内に持つてき、政府がある程度の買い取り機関をつくつて、そこである程度時油を

持つておけば、エネルギー政策を遂行する上においても支障のないようなどとなるからというので、こういう附帯決議をつけておるわけです。その後政府は一体この附帯決議にどういふ熱意を示しておるかといふと、何ら熱意を示していない。示していないというとまたおしゃりをこらむるかもしねれないけれども、実際何もあらわれていない。だからいまのようなやりとりがいつまでも続くのですよ。ですから政府は、これはひとつ政務次官にもぜひ御検討いただきたいのですけれども、エネルギー政策の問題については、石炭対策でも、総理に来ていただいて根本的な問題をお聞きしたいと思って、いま交渉しておるのですけれども、石油も大きな将来の総合エネルギー対策のウエートを占める問題なんですから、その場限りの答弁のやりとりだけではすまされない時代が必ずくるのです。現に、ちょっと出光があばれたといつても、どうもできないのですから。石油業法といふのは、あの当時ざる法ざる法といわれておったけれども、通産省は勧告だけしかできない。勧告をもし出光が聞かなかつたらどうなつたか。幸い聞いたから――聞いたよくな形になっていますね。ほんとうに聞いたのかどうか知らぬが、そういうことになつてゐる。そういうことになりますと、将来、四月から自由化になつていくと、各商社がこの石油部門にどんどん御承認のとおり進出の計画を立てております。そうなつてくると、私は、石油類に対する国内体制といふのは非常な乱脈になつてきて、石油業法をうんと強力にするか、極端な例ですが、石油業法なんか廃案にしてし

○加藤政府委員 最初に、先生御指摘の三十七年の四月に石油業法を御審議願つた場合の附帯決議の第三項目にござります「国産原油および海外開発原油等の安定的供給を確保するため、買取等を行うための機関として特殊法人を速やかに設立すること。」こういう御決議をいただいておること、私自身も十分承知をいたしておるわけでござります。ただ、こういった構想を現在の時点において立てまして、まあ政府部内の内幕を申すようございますが、一般的に新しいこういう特殊なものを持つることは非常に困難であるということもございまし、その他いろいろ、諸般の状況等から見まして、現時点においてはできるだけ行政指導なりあるいは石油業法の運用によりまして、ここに御決議をいただいたような趣旨を全うするよう努力したいとう考の方で進めておるというのが、現在の段階であるわけでございます。

この中で、国産原油の問題につきましては、本年度非常に特定の精製業者でございますが、三社の御協力によりましてスムーズに引き取っていただきおるわけでござります。何と申しましても、海外原油の最近の値下がりの状況等から見まして、現在でも七八百円くらいの値差が国産原油にある、割高であるということをございますので、来年度から新しい制度といたしまして、国産原油を引き取った精製会社に対しましては輸入原油の関税の一一部を還付いたしまして、それによって高

い原油を引き取つたことによつてどうも  
むる損失を埋め合わせようじやないか  
といらう趣旨の関税暫定措置法の改正をお願いする。こうしたことになつてお  
るわけでござります。

海外の原油の引き取りの問題につきましても、現在の時点におきましては、ただいまお答え申し上げましたよ  
うな考え方でおるわけでござります。

○板川委員 局長、先ほどからアラビ  
ア原油を引き取るのは、一五%ぐらい  
引き取つておるが、これ以上取るのは  
技術的に無理がある、そういう説明を  
されたと思うのですが、無理があると  
いう事情は、どこに無理があり、どう  
いう理由なんですか。

○加藤政府委員 お答え申し上げま  
す。先ほど私がお答え申し上げました  
のは、一五%が技術的に見ても限度で  
あると、こういう意味ではございませ  
んとして、一五%といふのは、将来だ  
んだんこれをさらに引き上げていくと  
いう方向で、ひとつ石油業界の協力を  
得るように努力をいたしたい、こうお  
答えしたわけでござります。技術的に  
見て限度があると申しますのは、御承  
知のサルファ分が非常に高い、三%以  
上あるわけでございますが、そりつ  
た面からの制約でございまして、私聞  
いておりますところによると、先ほど  
申し上げましたアラビア石油自身で國  
内に製油所をつくる場合に、これは原  
則としては自分の油を処理するとい  
考へ方でござりますから、一〇〇%  
やつてもいいわけでございますが、大  
体どうも五〇%までもいいかない。現在  
私の承つておる計画によりますと、  
四〇%は自分の油を使つけれども、あと  
の六〇%はその他の地域の主として軽

い油を使り、こういう計画になつておるようなわけでござります。ですかね、大体五〇%取れというのはちょっと無理なんですが、四〇%プラスアルファア、というところが限度ではなかろうか、こういうふうな感じがしておるわけでござります。

○板川委員 現在五一%程度引き取らしておるが、現状の法体系のもとでは、将来もそれを引き上げるよう指導したい。そこでその場合には、技術的に無理というのは硫黄分だ。硫黄分が多い。その硫黄分が多いということは、アラビア石油が自分自身で精製しようという場合でも、自分の石油を一〇〇%やれないで、ほかの硫黄分の少ないものを六〇%入れ、自分のもの

この資金をこの協議会へ間持たもすすげてうきますであります。

払っております。やがてこれが十億ドルあるいは十五億ドルということになりますのでしよう。だから、そういう将来の国際収支の面から言いましても、準国産油であるアラビア石油を優先的に引き取らせるくふうはないか。そういう優先的な引き取り体制が——フランスでは御承知のようにサハラ油田を開発したでしよう。フランスはどうでさん入っていた。しかしサハラの油田が開発されたならば、自國の油を優先的に引き取る体制をとらしているじゃないですか。なぜ日本でできないのですか。しかも外貨が節約になるというのに、なぜ日本でできないのですか。何もそれは国際石油資本とけんかして、向こうのを買はなどということを言つてゐるのじやないのですよ。不足ですから、われわれも買わなくちゃなりません。だからそれは買ってもいい。しかし、国産油、準国産油、こういう

を得ない、こう言つておるわけですか  
ら、そちらは点は何もそう気がねする  
ことなく引き取り体制、いうのを当然  
の権利として強化していくかなくちやん  
らない。だから、それができそらもな  
いから、それならば法的措置が必要で  
じやないだろうか。業法の附帯決議に  
もあるよう、幾つかの考え方が出た  
でしよう。一番手つ取り早いのは、一  
手買い取り機関をつくつたらどうかと  
いうことがあつたわけですが、それを  
そのまま一手買い取り機関という法的  
な措置をしてやらずに現行のままでや  
るとなれば、あとは政府の考え方がび  
しやとしなければ、いま言ったよう  
に、アラビア石油を入れるということ  
は外資系とけんかするのだといふよ  
うな解釈を持つ。そんなことはわれわれ  
は考えていない。だから向こうのも買  
いますが、しかし国産油ですから――  
フランスでもドイツでもどこでも、自  
国産の原油というのを優先的に引き取

のほうは高くとも、おれの原油を一〇〇%それという約束を押しつけたら、これは違反ですよ。その点は当然のことのように考へてるのは間違いです。そういう点をひとつ考へていたら、法改正をしない現状の段階でも、準国产油である海外開発油をスマーズに引き取るようひつづき導入すべきじゃないか、こう思うのです。たとえば、需要があえる割合の一割合を必ず海外開発油を政府の指導に基づいた割り当てを受けてやります、こういう約束を取りつけることも一つの方法でしよう。そういう取りつけの方法ができるば、アラビア石油なりスマートラ石油なり、あるいは最近進出を予定されておるボルネオ石油なりが開発された場合に、その制度に乗つて日本国内で消費されるということになれば、開発の方針もめどがつくのじやないですか。そういうこともあるでしょ

ういう気持ちでおるわけでございま  
す。  
○板川委員 私の言ふことは、別に国  
際石油資本とけんかして、そつちの油  
は買わないでアラビアだけで間に合わ  
せるということは言つていませんよ。  
それほどアラビア石油は出でていないの  
だから。それは国際石油資本といわれ  
る会社からも大いに買つてもけつこう  
だと思うのです。しかし、いま政府が  
一番困っているのは、外貨が不足でこ  
ういう引き締め政策もとらざるを得な  
い状態になつてゐるのでしよう。アラ  
ビア石油ならば、半分は外貨の節約に  
なるのでしよう。だから進國産と言つ  
ていいでしょうね。しかも原油の輸入  
代金は八億六千万ドルも昨年一年間で

ものは優先的に引き取る体制を整えてやらなくちゃならぬと思う。整えてやるのが、外貨節約の上からいつて、政府の政策にも合うのじやないですか。だからフランスのようなやり方をとるという、そういう方針を政府がきめれば、外國系の石油会社も決して、それじゃ日本に石油は一切売らぬ、アラビア石油でやるといふなら一切売りませんということを言ふはずはないじやないですか。われわれの聞くところによると、外資系の石油会社も、いまの法律關係から言えば自由な販売体制となつてゐるのだからわれわれは自由を主張するのだ、しかしそれは法律でいろいろお得意様の日本の國家の意思と違ひます。なぜしないか。こういう議論を取つておるのでから。アメリカじやや石石油の自由化をしていませんよ。だからそういうことを考へると、政府が引き取り体制に対してもちゃんと強力な措置を、法律がない現在においても、すべきじやないか。できなければこれは法的な措置を考えるべきじやないか。それは附帯決議で注文してあります。なぜしないか。こういう議論なんですね。

それで、外資系の精製会社が提携会社から原油を一〇〇%とるということは、これは当然のことのように局長考へておるけれども、それを押しつけたから独禁法違反です。そういう契約は独禁法六条によつて届け出をして——そつては、監督内に要監査の趣旨を利用して

もやる府だとばじアんいる律な主な法律に、その他の外は考へておらぬが、おもでござりません。

のは優先的に引き取る体制を整える  
からフランスのようなやり方をとること  
の政策にも合うのじゃないですか。  
い、そういう方針を政府がきめねば  
外國系の石油会社も決して、そな  
や日本に石油は一切売らない、アラビア  
石油でやるというなら一切売りません  
ということを言ふはずはないじゃない  
ですか。われわれの聞くところによると、外資系の石油会社も、いまの状  
況から言えば自由な販売体制と  
張するのだ、しかしそれは法律でい  
うものがきまればそれを尊重せざる  
得ない、こう言っておるわけですか  
ない。だから、それができそうなも  
のから、それならば法的措置が必要  
やないだろうか。業法の附帯決議に  
あるように、幾つかの方が出たよ  
うしよう。一番手つ取り早いのは、一  
度買いつ取り機関をつくつたらどうかと  
ことがあつたわけですが、それを  
のまま一手買いつ取り機関という法的  
な手段をしてやらずに行はるのまでや  
となれば、あとは政府の方方がび  
としなければ、いま言つたよ  
うな、アラビア石油を入れるということ  
ますが、しかし国産油ですから  
ソスでもドイツでもどこでも、自  
産の原油というのを優先的に引き  
きえていい。だから向こうのも買

取つておるのですから。アメリカにいたりとも、石油の自由化をしていませんよ。だらそりいうことを考へると、政府が引き取り体制に対しても、強力な措置を、法律がない現在においておいても、すべきじゃないか。できなければ、これは法的な措置を考えるべきじゃないか。それは附帯決議で注文してあります。なぜしないか。こういう議論なんです。

それで、外資系の精製会社が提携会社から原油を100%とると、いろいろなことは、これは当然のことのよう局長考えておるけれども、それを押しつけたから独裁法違反です。そういう契約は独禁法六条によって届け出をして——そういう経済的な優位性の地位を利用して、金は貸します、そのかわりおれのほうは高くても、おれの原油を100%それという約束を押しつけたら、これは違反ですよ。その点は当然のことのように考へておるのは間違いです。そういう点をひとつ考えていただき、法改正をしない現状の段階でも、準国産油である海外開発油をスマーズに引き取るようひとつ指導をすべきじゃないか、こう思うのです。たとえば、需要があえる割合の一割合を必ず海外開発油を政府の指導に基づいた割り当てを受けてやります、こういう約束を取りつけることも一つの方法でしよう。そういう取りつけの方法ができる、アラビア石油なりスマーズなり、あるいは最近進出を予定されておるボルネオ石油なりが開発された場合に、その制度に乗つて日本国内で消費されるということになれば、開発の方針もめどがつくのじやないですか。そういうこともあるでしょ

う。それからこの新しい設備を許可するときに、これは、国産油は地域的に制限されておりますからあれですが、準国産油である海外開発原油を優先的に引き取るような指導ということもあり得るのではないか。この点どうお考えですか。

ラビア石油の引き取り体制でございま  
すが、これは絶えずアラビア石油と私  
どもと連絡を密にとつていただきまし  
て、現地の開発の進行状況に応じた國  
内の引き取り体制を整備するといふ考  
え方でありますと、少なくとも現在あ  
るいは来年度においては、向こうの体  
制にこつちの引き取り体制がついてい  
けないということにはなつていないと  
いうことだけは申し上げられるのでは  
なかろうかと思ひます。将来、相當開  
発が進みまして、かりに持つてこなけ  
ればいけないという場合には、先ほど  
お答え申し上げておりますように、  
できるだけ強力な行政指導でこれに努  
力するという方向で参つております。  
それから、御指摘がございました新  
しい設備を許可するときに、これは行  
政上の問題でございますが、できるだ  
け海外開発原油の引き取りに協力させ  
る、これは現にやつてあるわけでござ  
いまして、そういう石油業法の運用の  
面からの行政指導による特別の措置と  
いうことも考えられるのではないかと  
いことのないようすに、国内の引き取り  
体制の整備を、とりあえずは行政指導  
を行なつていただきたい、こういう考え方  
であります。

○板川委員 アラビアの場合には一千萬トンが一応の設備の限界といいましょうか、大体その程度と聞いておつたのですが、しかし新しい油田が出て、将来開発が促進される。その場合に、やはり制度的に、堀れば必ず優先的に引き取れる——値段の点は言いません、引き取るのだ、こういう体制がでなければ開発のほうも進むのじゃないかということを言つたので、その点はひとついろいろの面で大いに強化していくだけたい、指導を強化してもらいたい、こう思います。

そこで海外開発の引き取り問題は終わりまして、出光問題でひとつ聞きたいのですが、前回石油小委員会の場合に、連盟案といわれる配分案、三十七年度の基準をもとにした今回の配分案というものは、これはやはり新設備ができたところにはちょっと酷な基準ではなかつたか。だからこういう点は、十万バーレルという膨大な設備ができる会社に、ちょっと毛がはえただけプラスするというだけでは基準としては妥当を欠くんじやないか、この点は再考する必要があるだろう。しかしう出光石油が石油業法を骨抜きにしていくようなことであるならば、これは逆であつて、業法を強化せざるを得ないだろう。そこでそういう二つの柱の中でこの問題の解決があり得るんじやないか、こういう話を私したと思うのですが、出光の問題の解決はどういう状況で解決になつたのですか。それで解決になつたということは、当初の案とか、この点を明らかにしていただきたい。

○加藤政府委員 昨年の小委員会が終りましてから、私ども石油審議会の会長の植村さん等のお力等も借りまして、いろいろその後説得をいたしまつたわけでございます。その間におきまして、石油審議会にもいろいろ御意見等伺つたわけでございます。

結論的に申し上げますと、ただいま先生の御指摘になられました三十八年度の下期の生産調整のワクをきめる基準について多少不合理と申しますか実情にそぐわない点もあるんではなからうかということで、これはことしの一月からになってからのことだと思いますが、昨年の十二月まではすでにきめられております生産調整、これを変えるわけにいかない。ついてはことしの一月から九月までの期間の——現在の供給計画は、ことしの四月から以降のものは暫定的なものでございますが、一応これを基礎にしまして——九月の生産調整をどういう基準でやつたらいだろうかということの研究がなされたわけをございまして、いわゆる新聞等で植村あつせん案と称しておるわけでございますが、今までの基準に多少変更を加えた新しい基準でもちまして、ことしの一月から九月までの各社の生産ワクがきめられたわけであります。

それをもつて、あらためて本年になりましてからも出光興産に対する説得を続けてまいりました。もしそれで聞かれないとことになれば、幸いにいたしまして、勧告をいたす前に出光の言い分の規定に基づきます勧告をいたすより手がないということで出光に当たつたわけでござりますが、幸いにいたしまして、勧告をいたす前に出光の言い分もかなり取り入れられておるような格好にもなっておりまして、この植村調

整案に従つて今後生産調整に協力していくというふうに話がついた次第でございます。出光さんは、この石油業法ができるときに、業法には基本的に反対であつて、すべからくフリーにすべきだという御議論がございまして、今度の過程におきましても、生産調整なるものは廢止すべきだ、こういう御議論があつたわけでございますが、これもかいつまんで結論的に申し上げますと、石油業法がある以上は、この業法を規定には絶対的に従う。ただ生産調整について業法の中にはつきりした規定はないわけでございますが、業法を実際にその趣旨に沿うて運営するたてまえから見て、今後とも生産調整が政令について必要であるという見地で行政指導をするならば、その行政指導にも従つてまいります、こういうふうなことになりますて、当面の問題も解決すると同時に、今後、石油業法はもちらんでございますが、業法の運営上政府が生産調整を統けていく必要があるとういう期間においてはそれにも従うといふような格好になつて解決をいたしておりますというのが経緯でございます。

いては前期どおりの処理ワークを配分する、こういふことがあります。そういうことになりますと、出光さんが昨年の二月あるいは十月にそれぞれ五万ずつ完成したという恰好になつておりますが、それの織り込み方が非常に少ない。したがつて千葉の精油所がまともに動かないということが一つの御不満の点であつたと思いますが、そういう点もございますので、今度の一・一・九の新しい生産調整におきましては、新しく稼働いたしますものの設備もやはり全体に織り込むという基本的な考え方でございまして、当該時期における設備能力をそのまま織り込む。ただし、その織り込む程度につきましては、漸進的に傾斜をつけまして設備を見るとおきましては一〇〇の設備を五〇と見体二年間くらいで一〇〇%見える。第一年度といいますか第一回目の半年間におきましては一〇〇の設備を五〇と見れる。二年間で――三年目にはこれが一〇〇になる。ですから五〇が四等分されまして、その次の期には六・一・五%、こういうふうにだんだん設備の見方を漸増してまいりまして、そういう織り込み方の三本柱で全体を分ける。こういうことに相なつたわけでござります。

○加藤政府委員 ちょっと私、御訂正申し上げたいのですが、三本柱といいますのは、販売実績、それから処理実績、これは過去の一定期間でござります。それから設備能力だけは当該期における平均設備能力、たとえば期の半分、後半の場合には一〇〇のものを五〇に見る、こういうわけであります。

○板川委員 わかりました。販売は実績、処理も実績、それで設備能力の比率はウエイト計算をして出す、この三本柱ということである。そうすると、確かに、ふえた一二・四%の分だけいまでの率ですから、あとは従来どおりといふのですから、新設備を持つたところはやはり不利なんですね。だから不満があつたのでしよう。今度のものは、販売実績も同じ、原油処理の実績も同じ、設備能力比率も同じだが、ふえた部分でなくして全体にかけた、こういったことになつたために新しい設備を持つたところは三分の一の分が、しかもその五〇%はこれによつて認められた。こういう形になつて若干ふえた。こういう方式で解決を見た、こういうことになると思うのです。ただ私は、これは出光問題は解決しましたから別に当たりさわりなく言えると思うのです。未解決中だいろいろ議論もあるようですから。解決した上で、私はやっぱ将来、特定期設備、製油機械の設備と、いうのは大型化してくると思うのです。五万バーレル、十万バーレル、あるいは十五万バーレルという形に将来なってくるのじやないでしょうか。それは出光がやるとは限りません。外資系がやるかもしません。その場合

に、たとえば十五万バレルの設備ができた。そのうち、この配分方式は三分の一の実績しか認めない、計算上の比率から言えば、しかも、その三分の一の半分しか新しい設備については認めないと、う形になる。もちろんこれは大きい製油所をたくさん持つておる外資系ならば、旧工場のほうを操業度を低めて、新設備をフルに動かすという方法で調整できるかもしません。しかし、たとえば新規設備で始めたといふ場合に、これは三分の一の柱で、いろいろ実態じや採算が合つていかないのですね。それが一つ。それからもう一つは、出光だからといふのじやなくて、だれがなつても、この基準で将来——第一次連盟案はおさらです。よ。今度の基準案も、一応出光で解決を見たけれども、どうも新設備に対して最低の限界操業率といふか、そこまでは一応認めなければ、せっかく設備の許可権を持つて許可した。しかしそれは三分の一の柱の半分までしか見ることができないといふ形で、新しい設備を持った会社といふのは、当初非常に苦しいのですね。だからこの点が私はこの解決を見た機会に、将来そういう点はもつと合理的な基準といふのを設けなければならぬじやないか、こう思うのですが、どうですか。

者、具体的に申し上げますと、この四月から九州石油の設備が行なわれるわけでございます。こういう問題もあるわけでございまして、今度の場合も、この新規についてはまだ十分検討はしておらないようなわけでございます。そういう点もござりますので、引き続きてまして石油審議会としても十月以降どうするかというようなことを、業界の御意見ももちろん伺いながら検討していくところじゃないかということで、現在その作業を進めようという段階にあります。それで新規のものに対する私どもの、まだこれは結論的のものじゃありませんが、考え方などしましては、同じ新しい設備でございましても、全然新規の業者がつくつた設備に対する割当と、それから既存の業者が新しい設備を増設いたしましてこれをどう見るか、この二つがあると思います。前者につきましては、これは先ほど御指摘のように販売実績も処理実績も全然ない。ただ設備の能力だけしかない。これを三本柱に当てはめてやるということについては、御指摘のように非常に問題が多いわけでござりますので、基本的な考え方といたしましては最低操業度を保証するということで、いわば優先的、天引き的にこれに対する生産のワクをきめるといふことがいいのじゃなかろうかという考え方でございます。

いますが、全体としての操業度がどう考  
えられるべきじやなからうかということ  
でございまして、これは非常に込み込  
入った話になるわけでござりますが、  
業法の規定に基づきまして新しい設備  
を許可する場合に、許可の一の基準  
と申しますか、そういうものがござい  
まして、その基準の中で、その一つの  
項目として、あまり設備過剰になつて  
はいかぬから、操業度を日本の国全体と  
してどれくらいに保てばいいか、あるいは  
は当該会社としても、どれだけの操業度  
がある場合認めるかという基準が実け  
あるわけであります。今までの許可  
の仕方では、新しい設備が動き出しま  
して、日本全体として、平均しまして  
八〇%以上の操業度が必ずなければい  
かぬ、それ以上の設備を付加すればこ  
れは過剰になるということで、大体八〇%と見  
ておられます。それから個々の企  
業につきましては、新しい設備を許  
可して動かします場合に、新規の設備  
が稼働する直前の当該会社の操業度  
が八〇%以上でなければいけない、そ  
れと同時に、許可を受けて動き出しま  
した新設備を含めました全体の平均操  
業度、これが最低五〇%を割るようなな  
ことではそういう設備は認めません。  
こういう考え方でおるわけでございま  
して、少くともこの基準を今後とも維  
けていくくということになりますと、既  
存の会社につきましては、五〇%操業度  
が保証されれば、それは承知の上だ  
ということになるのではなかろうか。  
それから十分だということになれば、そ  
したがいましてそれぞれ自己の採算の  
面から見て、それだけの操業度でも、  
古いものはほとんど償却を終わってい  
るから十分だということになれば、そ

○板川委員 今度の出光の紛争事件を中心、石油行政のはうから何か反省される点がありますか、どうですか。  
○加藤政府委員 出光さんといろいろ議論をいたしまして問題になりましたのは、先ほども申し上げましたように、石油業法ができた以上は、出光さんとしてもこれは守るべきだという基本的な考え方には変わりがないわけでござりますが、石油業法のどの条文を見てみると、生産調整といふようなことは書いてないぢやないかということとございまして、生産調整を一休統けていく必要があるのかどうか、続けていくとすればいつまで統けていくのかという点が実は一つの議論になつておるわけであります。これはこの前の小委員会のときもあるいは私が答え申し上げたかもしれませんが、石油業法が将来運営が軌道に乗りまして、理想的な形態になった場合に、これは設備規制だけで十分じゃなかろうかといふ考え方を持つておるわけでございますが、現在の段階におきましては、ちょうど過渡的な措置として、業法が施行されましたときにはすでに工事に着手いたしております設備を、業法の許可によつて認めおるわけでございます。現実の需要の面から見ると、相当設備過剰の状況になつておる、こういうことでございまして、こういう状況のときに各社が自由競争のたてまえで、売れるだけつくるというふうなかつこうで自由生産をされると、製品そのものが相当だぶついて、いわゆるダンピング競争が始まることになります。そこで、一昨年の十一月に標準価

格としているのが告示で出ておこなっております。この標準価格が出ておつて、しかかもそういう過剰生産の状況になるということは矛盾するわけでござりますのうことは、少なくとも設備の規制が十分にきいて、あまり生産調整というようなことを神経質に考える必要のなくなるまでは生産調整が必要であるだらう、こういうことで、できるだけ生産調整がなくて済むようなかつこうに業法の運営上も持つてまいるようになります。なかなかどうか、こういう実は反省なり議論をいたしたわけございます。これが一つ言えることだと思ひます。

○久保田（豊）委員 関連……。いまの点は非常に大事な問題だらうと思うのです。いまの業法によれば、その調整をする一番大きな政府としての環は何かというと、設備調整ということが大きな柱になつておる。そうして生産調整は、いまお話しのように、法のはつきりした規定はない。結局業界の実質的な自主規制ということが中心で、これにある程度の行政指導といいますか行政圧力といふものを加えて、これを実現する、こういふことがいまの石油の行政といいますか、それが柱になつてゐる。これがいまお話しのよう、将来は設備規制だけをやれば、あとだんだん話していくなり相談するという形が出るかどうか、私はむしろ逆にいくんじやないかという心配があると思うのです。と申しますのは、最近の状況を見ると、それぞれの外資系なり、あるいはそうでなくして民族系といったところも、とにかく米英の大石油会社からのいろいろ金を借りなければならぬ。その場合、必ずその裏に、おれのほうの石油油をこれだけ取れというものが

ある。しかも最近では、昭和の事件以来見られるように、今まで民族資本のなかつこうを持つてきたものまで、実態は外資の導入ばかりで、実質的には外資による經營支配をするということが非常に強くなつてきておるのが実情です。そうすると、外資 자체が日本の石油会社全体の支配をする。その裏には自分のほうの石油を——とにかく一つのワクにとらわれず、非常な激しい競争が今後行なわれてくると見なければならぬ。そういう際に、日本の国内から見れば、先ほどからお話を出るように、アラビア石油が増産になつてくる。しかし、これに国内で対抗して、いく独自の会社をつくろうとしても、とても金がない。これはさくばらくに言うと、結局外資に依存せざるを得ないことになる。こういうことになると、日本の資源というか、市場は、アメリカ系の資本に支配される。しかも、それがいまの傾向では、国際カルテルといふことがあるにいたします。でも、これが一本になつてやるといふ調整、いわゆる協調的なというよりは、むしろいまのところは、特にその中でそれぞれの大資本が非常な競争激化をするということになつてくるのぢやないか。一方また、日本の国民経済の観点から見れば、アラビアもどんどん入れなければいかぬ、あるいはストラも今後開発していくかなければならぬ。特に今後大きな問題になるのは、いまのところ問題になりませんけれども、また、おそらく一年たてばソ連石油の問題が大きくなりはじめるといふことは必然です。そうなつた場合に、そこらの調整を國の立場でやるといふことは、單なる設備投資の抑

制だけではできるものではない。ですから、いまのように、業法があるのと無系に押されて、生産調整なり何なりの力を抜かざるを得なかつた。さつぱらんに言えど、日本の政府や財界の力全体が足りなかつたから、結局外資系に押され、いわゆる外資系の全面支配を押されている。あのときの実情だらうと思う。かも、これからはそういうふうなわけで、日本の国民经济的な見地から見ねば、いわゆる外資系の全面支配を押していかなければならぬといふような情勢になつてくる。しかも外資系の中では、自由化によつて競争が激化していく。その中でこれを調整して国民経済的な方向へ持つていくかということになると、白由経済のもとに何ら生産調整をせず、設備調整だけどんどん自由にやれといふ方向でなくて、むしろ逆の方向にこれをどう持つていいかということだが、私は一番問題だと思う。いまのあなたの答弁、あるいは石油審議会がいまのような、設備投資だけを押えて、がつかり握つていて、あとは野放しにすれば自然におさまるところはおさまるという考え方は、少なくとも私は日本石油資源、石油市場といいますか、エネルギーの問題を全く無差別に、大資本の競争にまかせるといつ結果になるんじゃないのかと思うんだが、この点はどうなんですか。私も、実はこの問題、機会があつたら突っ込んで聞いてみたいと思いますが、基本の問題だけをいまお聞きをしておきます。いずれこの点は大臣と、将来の見通しのやや長期の見通しの問題、特に私はこの問題——この問題は、ことし、来年の日先の技術論でそつ簡単に解決する問題じやないと思うのですが、この辺聞いてみたいと思いますが、基本の問題だけをいまお聞きをしておきます。

これらの問題は、あなたのほうが直ちに、  
その所管じゃないが、これは日本の国  
易構造というか、あるいは国際取支均衡  
造というか、対外経済構造の一番の問  
題になるわけであります。それだけに、  
私は今後たとえば五ヵ年計画、十ヵ年  
計画を立てるといろいろな場合に、こ  
の問題にどう真剣に取り組むか、こと  
に対して政府が、単なる一部局の、ま  
う言つては失礼ですが、通産省の石油部  
なり鉱山局といふような部局からの方  
面だけの技術論ではだめだ、もっと遼  
く、日本經濟全体を突つ込んだ観点か  
らやらないければだめだと、こう思うよ  
うだが、この点について、当面の事務的  
責任者としてのあなたの見通しなり考  
えは、どうもいまの点は非常に不安感  
だ。そういうことをやっておった日には、  
は、単なるエネルギーの問題だけではな  
く、日本經濟の一一番の基本でくすれて  
くる危険がある。これは非常に困難な  
問題だ。一朝一夕にできる問題ではな  
いと思いますので、これらの見通しなし  
り評価なりをもう一度はつきりお聞か  
せ願いたいと思います。

配であるわけでありまして、今後の日本の石油精製業を考える場合には、やはり総合エネルギー部会の答申にも、さいますように、いわゆる自主性を確保する、それが具体的には低廉あるいは安定的な石油の供給ということにもつながるわけでございます。そういう面から現状を見てみますと、外資系以外の民族系の会社でも、資金の調達の面で相当外資に依存している。これはもうおおらかくも事実でございまして、そういう面からの企業の自主的な運営についての制約がなきにしまらず、こうしたことでございまして、やはりこういった問題を今後本格的に、真剣に検討する必要がある。実は昨年の暮れころから、石油安定供給基金というふうな構想も、私たちの内部にございまして、現在もなお検討を続けておるわけでございますが、またそれははしりといいますか、そういう意味で、実は来年度予算要求の一環といたしまして、とりあえず財政資金による精製業に対するこ入れと申しますが、こういう構想で開銀の融資も要求をいたしたわけでございますが、遺憾ながらそれは実現に至らなかつた。私たち、そういった面の心配を依然として持っております。やはり今後の石油政策の基本であろうという考え方でおりますので、引き続きましてそういう面についての検討を現在でも続けておる、こういうことでございます。

○板川委員 いま久保田委員も触れられましたように、設備規制だけで今後石油行政をコントロールするということは、なかなか十分じゃないと思います。長期的に見ればあるいはそういう考え方も当たらぬでもないが、短期的に見ると逆な現象が出る場合があると思うのです。特にこの数年間、そういう結果になるのじゃないかと実は思っています。設備が過剰でだぶつきぎみなのです。そこで石油業法の傾向になつておる。そこで石油大臣は、石油の需給事情その他の事情により、石油供給計画の実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき十条の二項に「通商産業大臣は、石油

○加藤政府委員 お答えを申し上げます。先生御指摘の石油業法十条二項の規定の解釈運用であります。これは供給計画に比べまして生産が非常に過小である、したがつて消費者に御迷惑をかけるというときは当然でございますが、その逆に、非常な過剰生産にならぬが、その結果ダンピング競争が起る、一時的には消費者に非常にいいから見ますと疑問がございます。

○板川委員 それはこの条項で発動し  
ようと思つても、最終的な判定は裁  
判所にいかなければわからないかも  
しませんが、普通の他の立法例から  
見ますと、これは私は業法の審議のと  
きも触れたと思いますけれども、本来  
ならば生産調整に対する規定があつ  
て、それでコントロールできなかつた  
場合には、第二段として価格調整を認  
めたる発動されませんとしたけれども、  
この条項の発動ということで今回の解  
決がやはり可能になつたのではないか  
うかといふらくな気持ちを持つておる  
わけであります。

○田中(樂)政府委員 産規制というか生産調整、規制に囲むる項目を入れて、その上に立つて政府が国内油の取引なり準国産油の取引なりというものを法的根拠に基ついて指導していく。こういう形をとられたほうが石油行政全般として円滑にいくのではないかと思うのですが、どう思ひますか。これは次官に聞きますが、どうですか。

整といふか規制を加えるといふのが立法のあり方ですよ。だから、これは法体系としてそういうあり方で、そういう点からいうと、業法には、生産を調整するという面における規制がこの十条の二項ではども読みにくい。だから、その点を明確にする。同時に、そういうことによって石油行政を前進させるということが必要じゃないか、こう思うのです。その点はひとつ、次官、あとでよく検討してください。それでもう一つは、そういう形になりますと、いわゆる官僚統制はけしからぬという非難がたぶんある層から起るでしょう。官僚統制というのには、

日本の経済がいま持つております、何といいますか、国内的ではなくて、国際経済との結ばれといいますか、これの構造的な観点を国民経済的にはつきりつかんで、石油に対するはつきりした方針を立てぬとだめだと私は思うのです。これは経済企画庁が中心にやる仕事でございましょうけれども、今後の中間計画なんというのは——あれはせんたって私説明を聞いたけれども、その内容をずっと見てみますと、全く表側の現象面を数値経済的にとらえて、それのやりくりだけに終始しておる、そういう結果が出そちらであります。あなたのほうもおそらくこれらには関係を持たなければならぬと思いますが、いすれこの問題については、機会があれば大臣なりもつとしつかりした人にはつきり聞いてみたいと思っておりますがしかし石油行政という狭い観点からだけこの問題に対処しないようなら、当面の事務責任者として十分注意をしておいてもらいたいということを私は申し上げておきます。

は、石油精製業者に対し、石油製品生産計画を変更すべきことを勧告することができる。」といふ規定があります。この十条の二の解釈では、重大な支障がある場合あるいは支障が生ずると認める場合、たとえば政府が需給計画を発表し、業者が生産計画を政府に届け出をした、しかし生産カルテルを陰密に結んで、いわば生産を少なくして、そうして高く売りつけようというような場合、供給が少ないから重大な支障が生ずるという場合には、そういうことはいかぬから増産命令を出して勧告をする、こういう形になると思う。しかしこの法律で逆にだぶついたときには調整するということは、それは拡大解釈をすれば認めるかもしれませんけれども、私は不備があるのじやないかと思う。この十条については、もう少し政府が中へ入って調整するという形いかという誤解も生ずる。その点は法を業法の中にうたわなければ、出光のように、生産調整に対して何も法的な根拠がないから聞く必要がないじやないが、どうも規定がよく理解できぬ。

またこの供給計画の中には、国産原油をどれだけ生産して処理するか、あるいは海外の開発原油をどれだけ持つくるかというようなこともございまして、いまの日本の石油精製業界は、いわゆる外国石油資本の売り込み競争の場になつておるわけであります。やはりそういう売り込み競争に圧倒されまして、その結果生産が非常に多過ぎて、しかも国産原油の引き取りなり、海外開発原油の引き取りを生ずるといふことも考えられますので、この条文の解釈いたしまして、供給が少な過ぎる場合はもちろんであります、同時に現在の供給が多過ぎる場合も、この規定は両方適用があるので、いろいろに私ども解釈いたしております。今度の出光問題の処理に当たりまして、もとよりあえず行政指導、説得ということでもやれないといたしましたが、いよいよそれ以上ましめたよろないきさつで解決をいたしました。見たということになつておるわけですが、

ある。価格調整を認めざるを得ないよ  
うな業種、業態については、第一段に  
生産調整ですよ。そのあと価格調整な  
んですよ。中小企業のカルテルを認め  
るというような場合でも、そういう規  
定が普通二段階になつておりますね。  
この業法によると標準価格制度がある  
のであって、標準価格制度を発動する  
前にいわゆる生産調整をやつても、そ  
の結果なおかつ十分ではない、それが  
業法の目的に沿わないと認めたときは  
価格のはうに標準価格を発動させると  
か、そういう形に普通なるべきだと思  
うのです。ただ業法の場合には、標準価  
格はあつても生産を調整するという項  
目が不備なんです。なるほど十二条二項  
の拡大解釈で読めるというかもしれま  
せんが、普通に読めば、これは重大な支  
障が生じておる——支障というのはス  
ムーズに動くべきものが動かないとい  
う支障であつて、動き過ぎた、過剰生  
産されたといふような場合には読むの  
に無理があるのでないか。だからそ  
ういう点について、業法のどこかに生

いうことは、いろいろの、国際カルテルの問題等がございまして、非常に困難な点がございまして、石油業法成立の際にもその問題に若干やはり触れたと私は考えております。現状からいたしますと、国際カルテルを排除するためには現在の石油業法というものはある程度ざる法みたいなものでございまして、全体としてどうもざる法的な法制でござりますから、そういう点から、現在のような標準価格調整をいたしまして生産調整に移るというような、多少異例的な措置をとられたものではないかと考えておられます。私は、板川委員の御説は、中小企業のようだ、そういうたとえども、これは中小企業ばかりじゃないのです。輸取法の中にもありますたと思うのですが、考え方としては、まず生産調整をして、それで目的を果たせない場合には、その価格の面の調

われわれだつて決していいとは思つていません。官僚統制は、それはいけません。しかし官僚統制という隠れみのに隠れて、自主調整などといつて自分たちできめていくことがいいんだといふ考え方は、これは独禁法の精神に反しますね。統制なり調整をするというならば、統制なり調整なりによつて利益を受ける業者だけをそういうことをやるべきじゃない。だから政治のたてまえ上、どうしても調整なり統制なりが必要だといふなら、それはちゃんと国会で審議し、法律に基づいた範囲でやるべきだ。そななれば、そういうカルテル行為なりカルテル的行為なりといふものは国会から発言でき、悪ければそれを直せることもできる。自王調整で利益を受ける業者だけが集まつて、そこでものをきめていくといふことはいけないというたまえなんですね。だからそういう面からいふと、法律的な根拠をもつて、そしてその法律的根拠に基づいて、國の指導のもとに業界が協議に乗つて参加するといふことはあり得るでしよう。しかし國の法律に基づかないで、利益を受ける業者がだけが集まつて一つの生産なり価格なりを調整していくといふことは、これは独禁法の違法行為なんです。だからそういう面からいふと、この石油業法では生産調整に対する規定が不十分だから、私は検討の上に、かかるべき機会に補正をされることが必要じゃないかと思うのです。いかがですか。

等もいろいろ承つておるわけでございましたが、実は今までやつておりますが、生産調整と申しますのは、表面的に、石油精製業の団体でございます石油連盟の中ではいわゆるカルテル的な行為のように受け取れるわけなんでございますが、現在の時点におきます石油業界の状況は、非常にシェア競争が激化いたしておりますまして、業法ができる前にすでに相当な過当競争があつて、これではいかぬということで、業法ができると同時に標準価格の公示までやつたような状況であるわけであります。そういう状況下にある石油精製業の今後の安定的な発展を期するためには、どうしても供給計画で示されております。原油の処理量を非常にオーバーするということがあつてはいけないのでないのか。厳密にいいますれば、供給計画に定められておる原油の処理量を、個々の企業の計画を合計してみますれば、ぴたりそれに合わせるといふことでやるべきなからうかといふことになるわけでございまして、実はこの業法の最初の段階におきまして、私どもこの業法の規定のとおりの運用でやつたわけです。供給計画が公示されまして、それを日安として個々の会社で生産計画を立てて役所に届け出があつたわけがございますが、それをトータルしますと、当時の供給計画に對して二五%くらいオーバーするような原油処理量の計画が出てまいつたわけでもござりますけれども、石油精製業界の実態は非常に惨憺たるものであつて、公示されてはおらなかつたわけだということをごぞざいますので、そ

いう状況にある場合にこんなに生産がされることはたいへんなことになるといふことで、一体これをどうしたらいだろか。そういう場合に、先ほど御議論のございました十条二項の規定によつて、それぞれの精製会社に対する生産計画の変更の勧告をするという手もあるわけでございますが、そういう非常に複雑な仕事を一々の石油精製会社を相手にしてやるということもどうであろうというふうな議論もございまして、最初に実はこの問題を石油審議会に持ち出しまして、そこでいろいろ御議論を願つたわけでござりますが、その御議論を願いました結果に基づいて、今までやつておる生産調整が行なわれておる、こういいうきつたになるわけであります。いわば、生産調整とはいいますが、私どもからいわれれば、これは供給計画に各社の生産をトータルして合わせていたくて、そういう計画生産的な考え方で各社の原油処理をやつていただきと、そこで、自主調整とはいつておりますが、実は相当役所が中に介入をいたしまして、またその全体のワクの配分につきましても、ある程度役所のほうからの意見も申し上げまして、今までずっととやってきたというのが実態であるわけでございます。これは法律にはその規定がなくて、全く御指摘のように行政指導ということでやつておるわけでございますが、実はそういういきさつでやつてまいりておりますので、決して一般から誤解されるような、役所とは別に、石油精製業者だけの場で、自分たちの利益を中心にして生産の調整をやつしているという性格のものではないということをひとつ御了承願いたいと思います。

それから、今度の出光問題を契機にいたしまして、先ほどもお答え申し上げましたように、生産のワクをそういうことで供給計画に合わせるといたしまして、そのワクの配分をどうするか合は單に業界だけではなくて、石油審議会の場を通じまして、役所の意見あるいは石油審議会の小委員の先生方の御意見、石油精製業界の御意見、こういふものを全部勘案いたしまして、これは官民協調と申しますか、そういう場でこの基準というものがきめられているということになつておりますので、いまの独禁法の関係における問題は、ますますそらいう疑問がなくなるのじやなかろうか、こういう感じで実はおるわけでござります。

する、こういう形をとるべきじゃないか、そのほうが明朗なやり方だと思ふのあります。その点では、別に官僚統制という声におびえる必要はないと思うのです。

それで、時間の関係で恐縮ですが、もう一つだけ、備設の問題ですが、三十八年度に新設備を許可しました四万五千バーレル、これが許可の全体の設備のワクといらものです。これは現在の設備の能力に対し約三割に当たります。それから、資料で、設備を申請しておる会社完成予定時期といらものを見ると、この申請どおり許可をすると、次の二年間のうちに約七十何万バーレル、一日の基準ですが、そういう設備を許可するような形になる。過去五年間の設備能力の伸びといふのは平均二割見当ですね。一割八分、二割三分のときもあるけれども、二割見当です。そうすると、三十八年、三十九年、四十年、四十一年という程度になると、平均三割ぐらいになるので、こういう点は、先ほど局長はやや設備過剰でだぶつきぎみということを言われたが、将来この設備の点についてどういうふうな調整の考え方といふか、そういう考え方を持つておるかということ。それから特殊な場合、先ほど局長も触られたように、アラビア石油のような場合で、みずからコンビナートと手を組んで製油をするといふような場合、こういう場合にはどういうことになるのですか。たとえば許可の基準といふのはどういうふうな形になりますか。

---

Digitized by srujanika@gmail.com



○福田(一)国務大臣 私は、石油業法が必ずしもいまぴたり当てはまつてゐるかどうか、必要を満たしておるかどうかということについては、いろいろの議論があるところだと思ひます。が、ただ、今までのところは大体あれでわれわれの思うように——まあやつておられる方針もよく理解しながらやつてくれておると思つておるわけです。たとえばアラビア石油の場合でも、三十八年度八百万トン、それから三十九年度千四百トンといふのも、実際を言うと最初はずいぶんのまなかつたのですが、とうとうこれをのんだ。これはあなたも事情はおわかりだらうと思う。しかし、そのあとはどうなんだ、まだきまつていらないじゃないか、そういうことを言つておるのでは困るじゃないかというお話だと思つうですが、私はできるだけ国外資本だとが国内資本とかいうことにあまりこだわらないで、みんなうまくいくようにしていかければ、無理をしないほうがいいのじやないかと、こういふ気持ちを持っておるのです。開放経済体制に向かって日本がいま動こうとしているときに、もちろんそんな外国の資本でもつて日本がとやこさされるといふようなことであつては困りますが、そうなればそこでやればいいので、いまのような意味からいえば、特にいまここで法律改正をしなければならないわけじゃない。一応業界の動きを見ておつて、業界がやはりどうしても協力しない、たとえばアラビア石油の引き取りもあまりがえんじないなんといふとき

なら、私はいつでも法律改正をする意  
思は持っております。しかし、いまの  
ところはまあ大体引き取ると言うた  
ので、また無理して、お前ら引き取  
らないと心配だから、ひとつ法律改正  
しておくぞといふところまではむしろ  
やらないほうが、平和的に問題は解決  
していくといふか、むしろスマーズに  
いくのじやないかという感触を実に  
持つておるのであります。

ただ、あなたが仰せになつたよ  
りに、この石油資源問題といふのは一  
日本の外貨を食いますから、これに対  
してはわれわれは非常に注意を払つて  
いかなければならぬと同時に、準國  
産といふようなものをもつとふやすす  
いうことに大いに努力しなければいか  
ぬ、こう思つて、予算措置といふよ  
なものもいささか、不十分でございま  
すが講じたよくなわけでござります  
が、今後も御趣旨をよく頭の中に入れ  
ながら、臨機応変といいますか、時に  
よつてはあなたのおつしやるような方  
向に踏み切つてでもやつていく、こう  
いうことで対処してまいりたい、かくさ  
うに存じておる次第であります。

○福田(一)国務大臣 鉱業法の一部を改正する法律案  
中小企業信用保険法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案  
商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案  
日本貿易振興会法の一部を改正する法律案  
法律案  
〔本号末尾に掲載〕

幅な改正をする必要があるといふ結果を得まして、ここに本法案を提案いたしました次第であります。

この法律案の内容は、きわめて多岐にわたるものであります。その主な内容を申し述べますと、第一点は鉱業権者として不適格な者が鉱業権を取得し、鉱業を行なうことをできるだけ防止することにいたしました。すなわち、欠格要件を設けて、鉱業法規違反した悪質な者については権利の取得を禁止するとともに、特に石炭につきましては、鉱山災害や鉱害に関して問題が多いことにかんがみ、一定の合理的基礎がなければ権利の取得を認めるべきです。

次に第二点としましては、最近土地の利用の高度化に伴ない、鉱業と地上的各種の権益とが競合する事例が次第に増大する傾向にあることにかんがみまして、両者を調整する制度を整備いたしました。まず、他の事業の施設により鉱業が著しく制約される場合について、鉱業権者の請求権の範囲を明確にして、両者を調整する制度を整備いたしました。また、鉱害に関する紛争につきましては、鉱業権者に所要事項の調査を命ずる制度や被害者が鉱業の実施について説明を要求することにしております。また鉱害に関する紛争につきましては、鉱業権者に所

果的な解決を期した次第であります。さらに第三点としては、鉱物資源の合理的開発の見地から、鉱区の配置や帰属を適正にするため、強制的に鉱区調整を行ない得る制度を拡充することにいたしました。また、施業案について一定期間内に更新させた制度を設けるなど、鉱業に対する監督措置を強化するとともに、鉱山災害の防止につきましては、権利の設定及び行使を通じて、できる限りの配慮をすることにした次第であります。

最後に第四点をいたしましては、試掘権の内容を明確にし、適用鉱物について必要な追加を行ない、盜侵掘などの違反行為について取り締りを強化するなど、現実に適応した制度を採用し、また各制度の不備な点を是正することにいたしております。

以上がこの法律の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、ただいま提案になりました中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

会が中小企業者の債務を保証することを容易にするため中小企業信用保険公庫に保証債務についての信用保険と同様保証協会に対する融資を行なわせてきている次第であります。しかしながら、現状においては、中小企業者の信用保証協会に寄せる期待はますます大なるものがありまして、政府としても、当公庫を通じ信用保証協会の保証機能を一そら擴充、強化する必要があると考えるのであります。このようない趣旨に基づきまして、今回、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正しようとするものであります。その概要は次のとおりであります。

第一は、現在中小企業信用保険の対象とされている特殊保証は、信用保証協会が通常行なつておる根保証とその範囲が一致しない点がございまして、十分活用されておらないきらいがありますので、中小企業信用保険法を改正して特殊保証の範囲を拡大し、保証の簡易迅速化を推進し中小企業者の信用補完に遺憾なきを期そうとするものであります。

第二は、最近における中小企業者一人当たりの借り入れ規模の増大に対処するため、中小企業信用保険法を改正して、小口保険の付保限度額を二十万円から三十万円に、第一種保険の付保限度額を五十万円から百万円に、第二種保険の付保限度額を中小企業者については七百万円から一千万円に、中小企業者団体については一千万円から二千万円にそれぞれ引き上げるものであります。

第三は、中小企業信用保険公庫の信

し、その保証機能の強化をはかるため、当公庫に対する政府出資を昭和三十九年度において四十五億円増加し、これを当公庫の融資基金に充てることにしておりますが、これに伴い、中小企業信用保険公庫法を改正して当公庫に対する政府の追加出資に関する規定を整備しようとするものであります。なお、このほか、中小企業信用保険公庫の業務の適切なる運営を確保するため、当公庫の監事の権限に関する規定の改正をしようとするものであります。以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、ただいま提案になりました商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

商工組合中央金庫は、政府関係金融機関として、長年にわたり中小企業者団体あるいはその構成員である中小企業者に対する金融の円滑化をはかる上におきまして、多大の役割りを果たしてきているのであります。特に最近における中小企業金融の実情にかんがみまして、当金庫の業務について、なお一そらの拡充を期する必要があると考える次第であります。かような趣旨に基づきまして、今回、商工組合中央金庫法の一部を改正しようとするものであります。が、その概要は次のとおりであります。

第一は、商工組合中央金庫の資本金及び当金庫に対する政府の追加出資に関する規定を整備することとあります。

中小企業者の金利負担の軽減に資するため、昭和三十九年度において商工組合中央金庫に対する政府の出資を三十億円増額することといたしておりましたが、これに伴い、当金庫の資本金及び当金庫に対する政府の追加出資に關する規定を整備するものであります。

第二は、準所属団体の範囲を拡大することであります。

現在、輸出に關し所属団体の構成員の共通の利益を増進するため必要な施設を行なう法人で主務大臣の認可を受けたものは、商工組合中央金庫の貸出し業務の対象となることになつておられます。が、法人の範囲を輸出の振興ますたは事業の合理化をはかるため必要な施設を行なうものに改正、拡大しようとするものであります。

第三は、当金庫の業務に外國為替業務を追加することであります。

現在、商工組合中央金庫の為替業務は、内國為替に關するものに限られておりますが、所屬団体の構成員の輸出入取引の円滑化をはかるため、今回新たに外國為替に關する業務を追加しようととするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、日本貿易振興会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

わが国の経済を長期にわたり拡大發展させるためには、官民一体となつ

て、輸出振興のために不斷の努力を払つていかなければなりませんが、開放経済体制への移行が本格化した、国際競争がますます激化しつつある現在、輸出振興に対するこのようたる要請は、一そうちなるものがあります。

政府といたしましては、かねてから輸出環境の整備、輸出振興税制及び輸出金融の拡充強化、日本貿易振興会に対する助成の強化、輸出振興機運の醸成等各般の面にわたつて努力いたしました。

なかんずく、日本貿易振興会につきましては、従来から民間、政府共同の輸出振興の中核体として、育成強化をはかつてまいりましたが、現在国会において御審議いただいております三十九年度予算案におきましても、貿易資料センターの設置、輸出秩序維持対策事業、国際見本市事業、トレードセンター等の海外施設の設置運営事業、業種別輸出振興対策事業等の一そうちの拡充強化をはかることといたしまして、五億円の追加出資を含む合計三十一億三千五百万円を計上いたしている次第であります。一方、このような日本貿易振興会に対する助成の強化、同会の業務量の増大に対応いたしまして、同会の体制の整備の必要が生じてしまつている次第であります。

次に、この法律案の内容を御説明させていただきます。

内容の第一は、政府の一般会計から追加出資を受け入れることができるように、資本金関係の規定を整備しようとするものであります。

第二は、業務量の増大に対処して、業務の円滑な遂行をはかるため、理

事を増員しようとするものであります。

第三は、日本貿易振興会の運営全般にわたって、より一そら民間各界の意見を反映させるため、運営審議会の委員を増員しようとするものであります。

以上が本法律案の提案理由及び要旨でございます。

何とぞよろしく御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○二階堂委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

四法案についての質疑は後日に譲ることにいたします。

○伊藤(卯)委員長 引き続き石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案につき質疑を続行いたします。伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 本日まで審議をされまいりました石油、ガス等に関する問題等については、同僚の各位からそれぞれ質問がされてまいっておりますので、私はそれと重複をできるだけ避けるようにいたしまして、きわめて具体的な内容をあげて質問を大臣にいたしたいと思つております。福田通産大臣も、池田内閣の統く限りおそらく通産大臣の地位におられるだらうと信用しまして質問をいたします。私も具体的に質問しますから、大臣もひとつ具体的に責任のある御意見をお聞かせ願いたいと思います。

大体三点にわたつて質問しようとしておりますが、第一は、帝国石油と開発国策会社、この二つを現在のままの

うかといふ点でござります。石油開発会社は、これが創立する当時は、いまの大蔵大臣の田中さんがたしか委員長だったと思ひます。私も国会側から委員の一人として参加したものでありますから、わりあいにその内容にわたつては存じておるつもりであります。御存じのようく石油開発会社といふのは、無の中から有が生まれてきたのでござります。といふのは、開発会社は何にも持つていなかつた。帝國石油から鉱区をもらい、設備、機械をもらひ、技術員を譲つてもらい、そして国からの出資、民間からの出資、これによつて初めて生まれてきたものであることは申すまでもありません。そこで、この会社をつくる當時、現在のようないども民間事業会社のようになるおそれがあるといつて危険性を国会側でも感じましたので、国がこの会社の過半数の出資を常に持つておらなければならないということがきめられたのでござります。これも全会一致でござります。というのは、そういうおそれがあるからあくまで国策会社の性格を守らう、そしてその使命、目的を達成させようとしてやつたわけでござりますが、そうしたところから現在の開発会社の資本額は百五十億以上になつております。国の出資が九十八億、民間の出資が五十四億、その五十四億の中で帝石が出資しておるものが二十二億でございます。しかもこれは無配という条件になつておるわけでござります。そこで、帝石は現在どういう状態にあるかといふと、私の知るところでは、百八十億円の借金があると聞いております。その金利が、年に一割七分八厘の金利を払つておるということです。

ございます。もし、そうだとすると、金利だけで年間三十億円から払つておる。しかも、こういう高い金利を払つておる帝石が、開発会社のほうには十二億円の無配の出資をしておるわけです。こういう状態でございますから、したがつて、この帝石と開発会社が同じ着目的をもつて競争するといいます。さらにまた石油開発会社が事業拡張を順次していくに従つて、技術員あるいは社員、従業員が漸次動員されるであろう。その場合には必ず帝石からその必要な要員はとるということになりますが条件になつていたのでございまます。ところが、開発会社のほうでは、帝石からそろした人々をとると、給与、賃金、待遇の条件をよくしなければならぬというところから、帝石のほうからとらないで、臨時雇いを入れて補いをしてやつてきております。こういう点からしても、今日のごとく帝石が苦境に立つてござるを得なくなることは、もう理の当然でございます。そういう点から、大臣も御存じのように、帝石の社長はじめ重役陣はこの責任をとつて総辞職をしておるわけです。今月の総会で新たに今度また選ばれることになつてきております。ところが、帝石をこういう苦境に追い込んでしまつたということは、私は政府にも責任があると思つております。

どうか、あるいは帝石と同じような経営体というか、そういうものを持っていこうとしておるということを聞いております。また開発会社の経営責任者も、だいぶもうかつてきただから、年間六分ぐらいの配当をするように法律を改正してもらはようにも政府に要請しようと二つにして競合させというか、争いをさす意味が私はないと思う。石油開発会社は、帝石のおかげでてきて今日をなしておるのでありますから、したがつてわれわれが審議をしました当時は、あくまでも開発会社は探鉱、開発をする、そして油なりガスに井戸が当たつたら、帝石あるいはそうした民間会社にその事業を行なわしめる、有利的な事業をやるものではない、そういうところから国の出資と、無配の出資を民間から出さしておるわけです。

以上申し上げたようなことでありますから、したがつて今日のままにしておきますならば、今度帝石の最高幹部が總辞職して問題を引き起こしておるようなことが、またまた次から次に起こつてくることは間違いないと思います。またそうすれば、二つを争わしておおくということは、国策的見地からも私はよろしくないと思います。でありますから、もはや現状のような状態であれば、二つを統一するというか、合併して一つの会社にしてしまおうということはどうか。そしてさらに、やはり井戸掘りというのは相当危険作業でありますから、別個に國の機関として石油、ガスの探鉱開発の機関をつくつて、純然たる國の機関としてやる。そ

して石油、ガスの井戸戸を掘つて当たら、その当たつた分はこうした民間の事業体にやらせる。そのかわりに井戸を掘つたその実費は、会社から国がとる。こうしたことにはれば、国策会社としての、国の機関としての使命が全うされると私は思うのです。この点についてどうお考えになつておられるか。

それから、国がそういう機関を独自で持つより、むしろ帝石と開発会社を合併した一つの会社に探鉱をやらせる。したがつて国がそれに対してもは相当監督というか、指示、指導をしてやらせる。したがつて井戸を掘つた実費は、国が会社から取り上げる、こういう形でいけば、筋が非常にはつきり通つて、そして問題も起こさないで、困難な危険作業である地下資源の開発というものに、諸外国でやつてきておる例と同じような國の使命を果たすことができるのではないか、こういうことを考えます。以上上の点について、ひとつできるだけ具体的に、大臣のお考えになつておること、あるいはいま私が申し上げたようなことについて御意見を伺いたい。

○福田(一)國務大臣 伊藤さんから、今までの帝石並びに石油資源の関係、おい立ち、その後の事情等々、詳しく御説明をいただいた次第であります。私も大体の話は聞いておりますが、いまあなたが御質問になつたようなことに對して、率直にお答えするだけの用意といいますか、勉強もまたたしておらないことはまことに残念でございますが、いずれにしても帝石の場合については、新しい首腦部が近くできて、そうしてひとつ大いに張り

見受けられるのです。これがどういうふうな仕事をされたいりますか、これはやはり一応見て差し上げていいんじゃないのか。しかしまあそういうことをやっていかれてもなかなかむずかしい。すなわち従来のいろいろなことからいってむずかしい。またいま御指摘のありましたように、帝石はガス、石油開発は最初は石油の探鉱ということであつたが、いまは実質的に仕事をしている、こういうやり方がはたしていいかどうかといふようなお話を、またそういう国策会社が要るといふなら、ひとつ石油もガスも探鉱だけやる会社をつくって、との部分はまた別に合併してはどうかといふようなお話を等々は、なかなかこれは私が一言でこうしたらよろしくござりますと、いってお答えすることは、この場合においては困難かと思います。これはいま伊藤さんのお話になつたような点も十分考慮の中に入れつつ、今後一つ大いに研究をさせていただきたい、かようを考えるところであります。

と思つて申し上げておいたのですが、ただいまのような御答弁であるならば、ひとつこの問題がいかに大きな問題であるかということをお考えになつて、私からも申し上げたのでありますけれども、ひとつわれわれが十分納得のできるような解決案をつくつてもういいということを要望いたしておきります。

それがどうにもう一點伺いたい点は、熱量、エネルギーの問題でござります。これが大体どのようにふえていくかということをいま見てみますと、石炭に換算することが一番早わかりするのではないかと思いますが、いま石炭を七千カロリー以上のものとして換算して、大体一年間に二億何千万トン使うだけの熱量をいま使っております。それが昭和四十六、七年になりますと、二倍以上になります。ところが石炭のほうは御存じのように、別にふやそらと政府は考えておらぬようでありますから、そうするとやはり火力のほうもそう伸びないであろう。水力のほうも、もう大きいのはずいぶんつづいてしまってある。私はやはり石油、天然ガスが大部分を占めるのじやなかろうか、こう思うわけであります。そういういたしますと、日本では石油は実は計画どおりに当たつております。ところが、予想外に当たつて成績をあげているのはガスです。可燃性天然ガスは、もうどこを掘つてもあると言われるぐらいございます。特に最近は関東平野に非常にある。ただ問題は、塩分といふか、そういうものを含んだ水溶性ガスのために、それを川に流すわけにいきませんから、海岸までペイプをひっぱつてその水を流さなきや

ならないとして、ところに一つの問題点があるわけです。そういうところから、この可燃性のガスの開発を五ヵ年事業計画を立ててやろうとなつておるわけであります。大体年間どのくらい得られるかといふと、十八億から二十億立方メートルぐらい得られるんじゃないかな。そうすると、いまこのガスをあてにして、御存じのように北日本のはうには秋田、新潟県を中心にしてガス化學工業というものが非常に大きくなられておる。ところがこのガスが、最近になってだいぶん予定のガス層が少なくなつてしまつております。そういう点から非常な不安を起こしつあります。それというのは、やはり一つのところに無限大にあるわけじゃありませんので、絶えず新しいガス層を見つけていかなければなりませんから、そういうところから五ヵ年計画といふものを立て、これに百六十億円ぐらいいの金を使おうとしておるわけであります。ところが、政府から出るのは十億円ぐらいだと聞いております。するとあとの百五十億の資金は民間が調達をせなきゃならぬということになります。これがやはり地下資源の一つのそういう事業でありますから、やはりこれはいわば国策的なものとしてやらなきゃならぬことは申すまであります。そういう点から、さきに私が申し上げたような国の機関としてこういう探鉱開発の事業をやるか、しからずんば帝石、開発会社を合併したようなものにやらして、当たればこれから実費を取り上げるか、いずれかの形でやるようになければ、無限大にあるといわれておるこの天然ガスを掘ること

秋田の沖にあります白竜号ですか、それが実力が日本にもできたわけであつて劣らないものを日本でももうつくつた現につくつておるわけで、たとえども秋田の沖にあります白竜号ですか、あらうものなども、これは外国に決して劣らぬものを日本でももうつくつたことになつておるといふことを伺っております。でありますから、それが予算の中からお出しになつておるこの金が、法律にも何によらないで、一體そんな金を出せるものかどうか。国民の金といふものは、これはみんな国民の血税といふか、国民の金なのです。それを、たとえ百円といふども法律によらざる金といふものを使つてはならぬ。いわんや外国に出資する場合には、やはりどの機関をして責任を負つてはならぬ。立法府は、大蔵省を持つておる、日本銀行にては、やはりども機関をして責任を負つてはならぬ。もつてやらしめるということを法律の上で明記して出資すべきなんです。政府は、大蔵省を持つておる、日本銀行を左右することができるからといって、政府が勝手に金をどこへでも使ふことができるなら——独裁政治なればならぬことは明らかです。立法府のいわゆる審議と法律の成立を得て知らず、いわゆる民主議会政治においては、立法の府を最大に尊重しなければならぬことは明瞭かです。法律の機関でやらしめるのか、だれが責任者かということが明らかになつておらぬ。どうせ海外にこれから漸次拡大していくとすると、どうしたつて法律の改正をしなければならぬはずであります。あるいは類が何億程度だからと

おつしやるかもしれないが、申し上げたように百円の金といえども無断で、法律なしに使つちやならぬのですから、それを一体どういうなによつてお使いになるのか、その点をひとつはつきりお聞かせ願いたいと思ひます。

○福田(一)國務大臣 政府委員をして答弁いたさせます。

○加藤政府委員 お答え申し上げます。伊藤先生の御疑問になる点を私なりに分析いたしますと、二つあると思います。第一点は、現在の石油資源開発株式会社法を読んでみますと、積極的に石油資源開発会社自身で海外に出でまいりまして、原油の探鉱、開発事業をやれるかどうか非常に不分明である、そいつた意味から、法律にはつきりすべきじゃないかという問題が一つと、それからもう一点、今度の財投をお願いしております二億についての法律上の根拠がどうもないのではないかとうか、こうしたことだと思います。

前者につきましては、石油資源開発株式会社法の御制定を願います場合に、この委員会での質疑応答の中にも

はつきりされておりますように、現在の法律の条文のままで海外に対する進出も可能である。いまにわんにそういうことを考へておらなければ、将来必要な場合には石油資源開発会社は海外原油の探鉱なり開発もあるので、こういうふうに答弁を申し上げておるわけでございまして、法律解釈といたしましては、現在の条文のままで海外へ出していくことも可能である、こ

ういうふうに考えておるわけでござります。

おつしやるかもしれないが、申し上げた

たよう百円の金といえども無断で、

法律なしに使つちやならぬのですか

から、それを一体どういうなによつて

お使いになるのか、その点をひとつ

はつきりお聞かせ願いたいと思ひま

す。

○伊藤(卯)委員 お答え申し上げま

す。石油資源に対します二億の出資が

環いたしまして産業投資特別会計か

らの出資を仰ぐということになつてお

りまして、そちらのほうでの国会の御

承認をいたたく、こうしたことには相な

りますので、法律的に先生御指摘のよ

うな疑義はないのではないかろか、こ

う存するわけでござります。

○伊藤(卯)委員 当時、あの石油資源開発株式会社法を審議いたしましたとき

に、将来への議論としてはございまし

た。けれども、いま局長が言われたよ

うな、この会社が海外に出ていくべき

ことだ、その場合、その出資は国が持

つ、あるいは民間も出すとか、そうい

うことをこの法律の中に書いた

ことがあります。私はそういう条

文があるようには思わないが、そろい

う条文がございますか。金といふもの

はやはり法律の中で規定をせなけれ

ば、申し上げるよう百円たりとも

使つてはならぬ、いわんや海外に出る

といふ場合においては相当慎重でなけ

ればならぬ。私は反対で言つてゐるの

じやありませんよ。どうせ今後二億ぐ

らいのものじゃない、あるいは何十

億、何百億といふようなものを開発の

ためには出していかなければならぬと

思ひますけれども、どうせ今後二億ぐ

らいのものじゃない、あるいは何十

億、何百億といふようなものを開発の







じめ抵当権者の承諾を得なければ、目的鉱物の減少の出願をすることができない。

第二十二条第一項及び第二項、

第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条まで、第三十四条から第三十五条の三まで並びに第四十二条

の確認を受けなければならない。  
第五十二条の前の見出しを「取消し等の処分」に改め、同条中「鉱区の増減若しくは分割若しくは合併を「变更」に、「取消」を「取消し」に改める。

減少の処分又は鉱業権の取消しによって生じた損失については、この限りでない。

第五十三条の二第二項を次のよう改める。

ときは、鉱区若しくは目的鉱物の減少の処分をし、又は鉱業権を取り消すことができる。

掘採計画によらないで鉱物の試掘又は採掘をしたとき。

第五十五条中「左の」を「次の」に改め、同条各号を次のように改める。

か、鉱山保安法又は同法に基づく命令若しくは処分に違反して重大な危害を生じたとき。

第五十三条 通商産業局長は、鉱物の試験又は採掘が第三十五条の二

2 前項の規定により補償すべき指失は、採掘権にあつては前条第一項の規定による鉱区若しくは目的物の成り立つたる採掘権の取

て鉱業権の目的となつていない  
矿物の販賣若しくは採掘による

る。

目的金物の増加の出願は 第二十一  
一条第一項及び第二項、第二十六

条並びに第四十三條の規定は目的  
鉱物の減少の出願に準用する。

(目的鉱物の増加命令)  
第五十一条の二 通商産業局長は、

採掘鉱区においてその目的となつてゐる鉱物以外の鉱物が存在する

品位等にかんがみ、その鉱物を探

掘権の目的とするところが鉱物の合理的開発上適当であると認めるときは、目的の鉱物の増加の出願を命ずることができる。

第四十条の規定は、前項の規定による命令に準用する。

(鉱業権の移転)

号の一に該当する者は、鉱業権の多云々受けらニ二云可ナ。ニ

移転を受けることができた。ただし、相続その他の一般承継によら場合は、二つ限りでよい。

る場合に、この限りでない。第二類の鉱業権の移転（相続その他）は、一概に既存の権利を承継するものと見なされる。

の他的一般承認によるものを除く。)を受けるには、あらかじめ、通

商産業省令で定める手続に従い、  
第二十六条の三の政令で定めると

ころにより石炭又は亜炭について  
鉱業を合理的に実施するためにつて  
常必要と認められる經理的基礎を  
有する者である旨の通商産業局長

の確認を受けなければならぬ。第五十二条の前の見出しを「取消し等の処分」に改め、同条中「鉱区の増減若しくは分割若しくは合併」を「変更」に、「取消」を「取消し」に改める。

第五十三条を次のよう改める。

第五十三条 通商産業局長は、鉱物の試掘又は採掘が第三十五条の二各号の一に該当し、著しく公共の福祉に反するようになつたと認めるとときは、鉱区若しくは目的鉱物の減少の処分をし、又は鉱業権を取り消さなければならない。

通商産業局長は、前項の規定による鉱区若しくは目的鉱物の減少の処分又は鉱業権の取消しをしようとするとときは、あらかじめ地方鉱業審査会の意見をきかなければならない。

第五十三条の二第一項中「前条の規定による鉱区」を「前条第一項の規定による鉱区若しくは目的鉱物」に、「取消」を「取消し」に、「減少の処分」を「鉱区の部分」に、「鉱区の減少の処分に係る鉱区の部分」を「鉱区の減少の処分に係る鉱区に粗鉱権が設定されたことによる損失」とする。

第五十三条の二第三項中「前条」を「前条第一項」に改め、「鉱区」の下に「若しくは目的鉱物」を加え、「取消」を「取消し」に改め、同条第四項に「地方鉱業協議会」を「地方鉱業審査会」に、「一旦つ」を「かつ」に改め、同条第七項中「前条」を「前条第一項」に改め、「鉱区」の下に「若しくは目的鉱物」を加える。

第五十四条中「掘採」を「試掘又は採掘」に、「鉱区のその部分について」を「鉱区若しくは目的鉱物の」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第五十四条の二 通商産業局長は、鉱物の試掘又は採掘による鉱山災害を防止することが著しく困難となつた場合において、他に鉱山灾害を防止する方法がないと認める。

ときは、鉱区若しくは目的鉱物の減少の処分をし、又は鉱業権を取り消すことができる。

第五十五条中「左の」を「次の」に改める。

一 第七条の規定に違反して鉱区内において鉱業権の目的となつていない鉱物の試掘若しくは採掘をしたとき。

二 第四十九条第一項、第四十九条第一項又は第五十一条の三第三項の規定による命令に従わないととき。

三 第百条の規定に違反して事業に着手せず、又は事業を休止したとき。

四 第百条の三第二項の規定に違反して認可を受けた施業案によらないで鉱業を行なつたとき。

五 第百条の五第三項の条件に違反したとき。

六 第百条の七第二項の規定による命令に従わないとき。

七 第百条の十五第一項の規定による命令に従わないとき。

八 第百条の十九の規定に違反して他人に鉱業権を使用させたとき。

九 第百十七条第一項の規定又は同条第三項の規定による命令に違反して供託すべき金銭を供託しないとき。

十 鉱山保安法第二十二条第二項、第二十四条又は第二十四条の二第一項の規定による命令に従わないとき。

十一 鉱山保安法第二十三条第一項の場合において、同項の特別

掘採計画によらないで鉱物の討  
掘又は採掘をしたとき。  
**十二** 前二号に掲げる場合のほ  
か、鉱山保安法又は同法に基づ  
く命令若しくは处分に違反して  
重大な危害を生じたとき。  
**第五十五条**の次に次の一条を加え  
る。  
**第五十五条の二** 通商産業局長は、  
採掘権者が採掘権の設定若しくは  
移転の登録があつた日から五年以  
内に鉱物の採掘の事業に着手せ  
ず、又は引き続き五年以上その事  
業を休止しているときは、次に掲  
げる場合を除き、その採掘権を取  
り消すことができる。  
**一** その鉱区が現に鉱物の採掘の  
事業を行なつてゐる鉱区と一体  
として計画的に開発することが不  
適当な鉱区その他その採掘権者  
の事業の安定的な継続を図るた  
めに必要な鉱区であると認めら  
れるとき。  
**二** 天災その他の不可抗力、鉱物  
の需給事情等の経済事情の変動  
その他やむを得ない理由により  
その鉱区において鉱物の採掘の  
事業を行なうことが困難である  
と認められるとき。  
**第五十六条** 条を次のように改める。  
**第五十六条** 第四十条の規定は、第  
五十三条第一項、第五十四条、第  
五十四条の二、第五十五条第一  
号、第三号から第五号まで、第八  
号、第九号、第十一号若しくは第  
十二号又は前条の規定による鉱区  
若しくは目的鉱物の減少の处分又  
は鉱業権の取消しに準用する。



三 同類の採掘権の零細な鉱区がさくそらする場合において、鉱床の状態その他の自然条件からみて、その地域の鉱床を一体として開発することが著しく合理的であると認められるとき。  
四 同類の採掘権の鉱区が隣接する場合において、鉱床が海底、深層その他の特殊な状態にあるため、その鉱床を一体として開発することが著しく合理的であると認められるとき。  
五 採掘権者は、自己の鉱区と他人の同類の採掘権の鉱区が隣接する場合において、前項各号の一に該当すると認められるときは、他の採掘権者に対し、採掘権の譲渡又は鉱区相互の間の鉱区の増減について協議をすることができる。  
六 前二項の協議に基づく鉱区相互の間の鉱区の増減の出願については、第四十五条第三項の規定にかかるわらず、第二十一条第三項、第二十一条の二、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第二十七条规定から第二十九条まで、第三十一条から第三十五条の三まで、第四十二条の二、第四十二条の三及び第四十三条の二の規定は、適用しない。

令で定める手続に従い、通商産業省令で定め局長の許可を受けて、当該採掘権者に対し者に対し協議をすることができる。

2 採掘権者は、自己の鉱区と隣接する他人の同類の採掘権の鉱区について租鉱権の設定を受けようとするときは、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業局長の許可を受けて、当該採掘権者に対し協議をすることができる。

3 通商産業局長は、前二項の許可の申請が次の各号に該当するときでなければ、その許可をしてはならない。

一 その申請をした者が現に鉱物の採掘の事業を行なつており、かつ、当該採掘権の譲渡又は租鉱権の設定の後における鉱物の採掘の事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すると認められるとき。

二 第一項の許可の申請にあつては当該採掘鉱区において長期にわたり鉱物の採掘の事業が行なわれていないとき、前項の許可の申請にあつては当該採掘鉱区において鉱区若しくは目的鉱物の一部又は特定の鉱床につき長期にわたり鉱物の採掘の事業が行なわれていないとき。

三 鉱物の合理的開発上必要があると認められるとき。

通商産業局長は、第一項又は第二項の許可をしたときは、直ちにその旨を当該採掘権者に通知しなければならない。

項の規定による」を「第八十八条第一項又は第二項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の」に、「省令」を「通商産業省令」に改める。  
第九十二条中「基き」を「に基づき」、  
に、「変更の」を「移転若しくは変更」、  
若しくは租鉱権の設定の」に、「又は  
変更する」を「若しくは変更し、又  
は当該採掘権を目的とする租鉱権を  
しくは既当権を設定し、若しくは変  
更する」に改める。  
第九十三条中「左に」を「次に」に改  
め、「定めて」の下に、「採掘権の譲  
渡」を、「増減」の下に「又は租鉱権の設  
定」を加え、同条第三号中「変更」  
を「譲渡若しくは変更又は租鉱権の設  
定」に改める。  
第九十五条第一項中「当事者の間  
に」の下に「、採掘権の譲渡」を、「増  
減」の下に「又は租鉱権の設定」を加  
え、同条第二項中「協議」を「鉱区相  
互の間の鉱区の増減について協議  
に、「第八十九条第四項」を「第八  
八条第四項」に改め、同条に次の二  
項を加える。  
3 第一項の規定により租鉱権の設  
定について協議がととのつたもの  
とみなされたときは、租鉱権者と  
なるらとする者は、第七十七条第  
一項の規定にかかるわらず、单独で  
租鉱権の設定の認可の申請をする  
ことができる。

第九十九条中「対価を」を「対価(字期に支払うべき粗鉱料を除く。以下この条において同じ。)を」に改める。

第一百条を次のよう改める。

(事業者手の義務)

第一百条 第九十三条の決定(第八十九条第一項又は第二項の協議に係るものに限る。)に基づき採掘権の譲渡又は粗鉱権の設定を受けた権利者又は粗鉱権者は、採掘権の移転又は粗鉱権の設定の登録の日から一年以内に、鉱物の採掘の事業に着手しなければならない。

2 前項の採掘権者又は粗鉱権者は、引き続き二年以上鉱物の採掘の事業を休止してはならない。ただし、天災その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第四章中第一百条の次に次の二条を加える。

(試掘権についての準用)

第一百条の二 この章の規定は、同種の鉱業権の採掘鉱区と試掘鉱区が隣接する場合において、採掘権者が当該試掘権の譲渡を受け又は当該試掘鉱区との相互の間の鉱区の増減をする必要があるときにおける当該試掘権について準用する。

第四章の次に次の二章を加える。

第四章の二 鉱業の実施

(施設案)

施業案の一部を変更しようとするときも、同様とする。

一 鉱物の試掘又は採掘の範囲及び方法に関する事項

二 滲漏、選鉱、製錬その他の附屬事業に関する事項

三 他人の鉱業との調整に関する事項

四 一般公益及び他の産業との調整に関する事項

五 鉱害及び鉱山災害の防止に関する事項

第六百条の四 採掘権者又は租鉱権者は、前項の認可を受けた施業案によるのでなければ、鉱業を行なつてはならない。

2. 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の認可を受けるとするとときは、その採掘をしようとするときは、その採掘鉱区又は租鉱区の鉱床の状態及びその開発計画を記載した鉱業計畫書を施業案に添附しなければならない。

2. 租鉱権者は、採掘権者の承諾を得なければ、前項の認可を申請することができない。ただし、第九十三条の決定に基づき設定された租鉱権の場合は、この限りでない。

(認可)

第六百五条の五 通商産業局長は、第二百条の三第一項の認可の申請があつた場合において、施業案が次の各号の一に該当していると認めるときは、同項の認可をしてはならない。

一 鉱床の合理的開発上支障があるとき。



通商産業局長は、前項の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を他の鉱業権者又は租鉱権者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行なわなければならない。

る変更の登録の日前に、その区域についてけい石若しくは耐火粘土を目的とする第一類の鉱業権若しくは可燃性天然ガスを目的とする第三類の鉱業権の設定若しくは鉱区の増加による変更の登録があつたとき、又は第一類若しくは第三類の鉱業権についてけい石、耐火粘土若しくは可燃性天然ガスに係る目的鉱物の増加による変更の登録があつたときは、この限りでな。

五十メートル以内の場所において鉱物の試掘又は採掘のため土地を掘さくするには、他の法令の規定によつて許可又は認可を受けた場合を除き、その管理室又は所有者及び管理人の承諾を得なければならぬ。

2 第四十条の規定は、前項の規定による命令(第五十五条第六号又は第九号(これらの規定を第八条第七条において準用する場合を含む。)に規定する場合は該当する)を理由とするものを除く。)に適用する。

(鉱業権によらない鉱物の試掘及び採掘)

（百条の十六 第七条第一項ただしとする者は、通商産業省令で定書の規定による鉱物の試掘をしよ

する」とが危害の防止上その他益上特に必要かつ適当であると認めるときは、当該行為を行なつた者に対し、坑口の閉鎖その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業局長は、前項の規定により必要な措置をとるべきことと命じようとする場合において、その措置を命ぜられるべき者が知り難いとき、又はその所在が不明なときは、その措置をみずから行ない、又は第三者に行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措

通商産業局長は、前項の職務を  
しようとするときは、その期日の  
一週間前までに、事案の要旨並び  
に聴聞の期日及び場所を当事者に  
通知し、かつ、これを公示しなけ  
ればならない。

前項ただし書の場合においては、第二類の鉱業権の鉱業権者は、第一類又は第三類の鉱業権の鉱業権者の承諾を得なければ、その重複する区域において石炭又は亜炭と共に存するけい石、耐火粘土又は可燃性天然ガスの試掘又は采

の承諾を得なければならぬ。  
3 前二項の管理庁又は所有者若し  
くは管理人は、正当な理由がなけ  
れば、その承諾を拒むことができ  
ない。

4 鉄業権者又は粗鉄権者は、第一  
項又は第二項の所有者又は管理人  
の承諾を得ることができないとき

書の規定による鉱物の試掘をしようとする者は、通商産業省令で定める手続に従い、あらかじめ通商産業局長に届出（その試掘をしようとする者が国の行政機関であるときは、通知）をしなければならない。

3 ない、又は第三者に行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行なうべき旨及びその期限までにその措置を行なわないときは、通商産業局長又は第三者がその措置を行なう旨をあらかじめ公告しなければならない。

前項の措置に要した費用は、その措置をとるべきことを命ぜられ

6 5 通商産業局長は、第一項の決定  
をしたときは、決定書の賄本を當  
事者に交付しなければならない。  
前項の決定があつたときは、當

採掘転願に基づき採掘権の設定又は鉱区の増加による変更があつたときは、第一項ただし書の規定の適用については、当該試掘権と重複する区域及び鉱物に限り、試掘権の設定又は試掘鉱区若しくは

5 通商産業局長は、前項の決定を  
しようとするときは、あらかじめ  
地方鉱業審査会の意見をきかなければ  
ならない。

個人の鉱区又は租鉱区となるて  
いる地域において第七条第一項た  
だし書の規定による鉱物の試掘を  
しようとする者は、あらかじめ当  
該鉱業権者又は租鉱権者の承諾を  
得なければならない。この場合には  
おいて、鉱業権者又は租鉱権者  
は、正当な理由がなければ、その  
承諾を拒むことができない。

3 前項の措置に要した費用は、その措置をとるべきことを命ぜられるべき者の負担とする。

第百条の十九 鉱業権者又は租鉱権者は、いかなる名目をもつてするかを問わず、鉱業権又は租鉱権を他人に使用させてはならない。ただし、探査権に租鉱権を設定する場合は、この限りでない。

粘土を目的とする第一類の鉱業権  
又は可燃性天然ガスを目的とする  
第三類の鉱業権の鉱区と第二類の  
鉱業権の鉱区が重複するときは、

（土地の掘さくの制限）  
百九十九  
云々者人には且云  
があるた日に採掘権の設定又は採  
掘鉱区若しくは目的鉱物の増加に  
よる変更の登録があつたものとみ  
なす。

6 第百条の十二第二項から第六項  
までの規定は、第四項の決定に準  
用する。

承諾を拒むことができない。  
第一百条の十七 通商産業局長は、第七条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の規定により鉱物の試掘又は採掘をしている者の試掘又は採掘の方法が第一百条の第五第一項各号の一に該当すると認めるときは、その試掘又は採掘の方法に関する

だし、探査権に租鉱権を設定する場合は、この限りでない。  
第百一一条中「呈示し」を「提示し」に  
改める。

共存するけい石、耐火粘土又は可燃性天然ガスの試掘又は採掘をしてはならない。ただし、第二類の鉱業権の設定又は鉱区の増加によ

橋、堤防、ダム、かんがい、排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館及びその他の公共の用に供する施設並びに建物の地表地下とも

を第八十七条において準用する場合を含む。)の一に該当するとときは、鉱業権者又は租鉱権者に對し、期間を定めて鉱物の試掘又は

必要な指示をすることができる。

め、同条第六号中「素道」の下に「コンベア」を加える。  
五百五条中「左に」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第四号



したとき。ただし、事業者がやむを得ない理由がないのにその予定期日後六箇月を経過してもその工事に着手しないときは、この限りでない。

三 事業者が当該施設の設置の工事に着手した後二箇月を経過したとき。

四 当該施設が第四十二条の三（第四十五条第三項、第五十一条の二第三項、第七十八条第二項又は第八十七条において準用する場合を含む）の指示に係る施設その他探査権者又は租鉱権者が鉱物の採掘の事業に着手する前ににおいてその設置を予見し又は予見すべきであった施設であるとき。

五 当該施設に関する事業について、土地収用法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示又は公共用地の得取に関する特別措置法（昭和三十六年法律五百五十号）第十条第一項の規定による特定公共事業の認定があつたとき。

（指定地域）

第一百八条の八 土地調整委員会において、鉱業以外の事業による土地の利用が著しく増大し又は高度化することが予想される地域のうち、それらの事業に係る施設の設置と鉱業の実施との調整を図ることが特に必要であると認められる地域を鉱物及び施設を定めて指定したときは、その地域内においてその指定に係る施設の設置をしよとする事業者は、通商産業省令で定める手続に従い、あらかじめ

（通商産業局長にその計画の届出事業者が國の行政機關であるときは、通知）をしなければならない。その計画の変更をしようとするときも、同様とする。

2 通商産業局長は、前項の届出又は通知に係る施設の設置の予定地に当該鉱物を目的とする鉱区又は租鉱区があるときは、当該事業者にその旨を、当該鉱業権者又は租鉱権者に前項の届出又は通知がなつた旨を、それぞれ通知しなければならない。

3 通商産業局長は、第一項の届出又は通知があつた場合において、必要があると認めるときは、鉱業権者又は租鉱権者及び事業者に対し、鉱業の実施と施設の設置との調整に關し協議をすべきことを勧告することができる。

（仲介）

第百八条の九 鉱業権者若しくは租鉱権者又は事業者は、鉱業の実施と施設の設置又は保全との調整に關する紛争が生じたときは、通商産業省令で定める手続に従い、地方鉱業審査会に仲介の申立てをすることができる。ただし、第百条の十四第四項の規定により決定の申請をすることができる場合は、この限りでない。

2 地方鉱業審査会は、前項の規定による仲介の申立てを受理したときは、期日を定めて、申立人及び相手方並びに利害關係人の出頭を求め、その意見を聽取し、仲介を行なうことを適當と認めたときは、その申立てに係る紛争の解決に必要な協定案を作成し、これを

当事者に提示して、期限を定めて、その受諾を勧告しなければならぬといふ。

第一百九条第一項中「掘採」を「試掘」と改め、同条第三項中「譲渡」を「移転」に改める。

第一百十条第二項中「鉱業権を譲り受けた」を「鉱業権の移転を受けた」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第九十三条の決定に基づき設定された租鉱権の消滅(鉱業権の消滅による場合を除く。)があつた後当該租鉱権者の作業による損害が生じた場合において、前条第一項又は第二項の規定により損害を賠償すべき者がその賠償又は前項の償還をしたときは、当該租鉱権者に対し、その賠償に相当する金額又は償還をした金額の支払を請求することができる。

第一百十二条及び第一百十三条を次のように改める。

第一百十二条 削除

(賠償についてのしんしゃく)  
第一百十三条 次の各号の一に該当するときは、裁判所は、損害賠償の責任及び範囲を定めるのについてしんしゃくすることができる。

一 損害の発生に関して被害者の責めに帰すべき事由があつたとき。  
二 既に鉱物の試掘又は探査の事業が行なわれ、かつ、損害の発生が明らかに予想された地域において設置された特殊施設について損害が発生したとき。

三 鉱業の実施と施設の設置若しくは保全との調整に関する協議施設について設置が発生したとき。

がとのつた場合において、被害者がその協議のととのつたところに従わなかつたとき、又は被害者が第百八条の八第一項の届出若しくは通知をしなかつたとき。

四 損害の発生に關して天災その他の不可抗力が癒合したとき。

3 前項の政令においては、同項の政令に基づいてされる処分についての不服申立てについて、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の一部の適用を除外しその他必要な特例を定めることができる。

3 第百十五条に次の二項を加える。

3 被害者が鉱害の賠償に関する紛争について第百二十二条第一項の規定による仲介の申立てをし、その仲介によつても当該紛争が解決されなかつた場合には、被害者が一箇月以内に当該紛争に係る鉱害の賠償について訴えを提起したときは、第一項前段の時効の中段に關しては、仲介の申立ての時限にその訴えの提起があつたものとみなす。

4 第百二十三条第一項の規定による裁定の申請は、第一項前段の時効の中段に關しては、裁判上の請求とみなす。

3 第百十五条の次に次の一条を加える。

（鉱業権によらない鉱物の試掘又は採掘による損害の賠償）

第百十五条の二 鉱業権によらない鉱物の試掘又は採掘をした者は、その試掘又は採掘のための土

地の掘さく、坑水若しくは廃水の放流又は捨石のたい積によつて他人に損害を与えたときは、その損害を賠償する責めに任ずる。  
2 鉱業権又は租鉱権者が第百条の十九の規定に違反して他人に鉱業権又は租鉱権を使用させた場合において、その者が前項の規定により損害を賠償すべきときは、当該鉱業権者又は租鉱権者は、その者と連帶して損害を賠償する義務を負う。

3 第百十一条及び前条の規定は、前二項の規定による損害の賠償に準用する。

### 第三節 紛争の解決

第百二十二条 鉛害の賠償に関する  
紛争が生じたときは、当事者は、

書の副本を他の当事者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行なわなければならない。

つ適切な一般的基準を作成し、これを公表することができる。

する事項に關し学識経験のある者  
のうちから、通商産業局長が任命  
する。

3 前項の規定により立入検査をする委員、臨時委員又は専門委員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならぬ。

（省令への委任）

第百七十三条の四 この章に定めるも

のものはか審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

今で定める

月」に改める。

「第百七十五条中」(昭和三十七年法  
律第二百六十号)を削る。

第百七十七条中「省令」を「通商産業省令」に改める。

「業省令」に改める

۲۸۰

(裁定の申請)

服がある者は、土地調整委員会に

をして裁定の申請をすることができる。

## 一 第二十一條第一項（第四十五

第三項又は第五十一条の二第三項において準用する場合を含

む。)の許可。ただし、第三十五

第五十一条の二第三項において

準用する場合を含む。)の規定に

違反することを不服の理由とする場合に限る。

## 二 第三十五条の二（第四十五条

第三項又は第五十一条の二第三項において準用する場合を含

（第1項に規定する場合を除く。）に規定する場合に該当する

ことを理由とする第二十二条第一項（第四十五条第三項又は第五十一条の二第三項において準

卷之三

用する場合を含む。)の不許可  
三 第五十三条第一項(第八十七条  
条において準用する場合を含  
む。)の規定による鉱業権又は租  
鉱業の取消し又は変更の処分

四 第七十七条第一項(第七十八  
条第二項において準用する場合  
を含む。)の認可。ただし、第七十  
七条第三項第四号(第七十八条  
第二項において準用する場合を  
含む。)の規定に違反することを  
不服の理由とする場合に限る。

五 第七十七条第三項第四号(第  
七十八条第二項において準用す  
る場合を含む。)に規定する場合  
に該当しないことを理由とする  
第七十七条第一項(第七十八条  
第二項において準用する場合を  
含む。)の不認可。

六 第百条の三第一項の認可。た  
だし、第百条の五第一項第三号  
の規定に違反することを不服の  
理由とする場合に限る。

七 第百条の五第一項第三号に規  
定する場合に該当することを理  
由とする第百条の三第一項の不  
認可。

八 第百条の五第一項第三号に規  
定する場合に該当するようにな  
つたことを理由とする第百条の  
七第二項の規定による命令

九 第百条の十四第四項の決定  
十 第百六条第一項(第一百七条の  
二第二項について準用する場合  
を含む。)の許可又は不許可

十一 第百七条第一項(第一百七条  
の二第二項について準用する場  
合を含む。)の規定により適用さ  
れる土地収用法の規定による土

地又は土地に関する所有権以外  
の権利の使用又は収用に関する  
裁決

「百八十八条中「規定による」の下に  
「通商産業局長の」を加える。  
第一百八十三条の次に次の二条を加  
える。

(測量命令)  
第一百八十三条の二 通商産業局長  
は、鉱業権若しくは租鉱業の設定  
若しくは変更に関する出願若しく  
は申請又は鉱区若しくは租鉱区に  
ついて調査する必要があると認め  
るときは、鉱業出願人、租鉱業者  
となろうとする者、鉱業権者又は  
租鉱業者に対し、相当の期限を附  
して、当該出願若しくは申請又は  
鉱区若しくは租鉱区に係る測量を  
し、その結果を報告すべきことを  
命ずることができる。

第一百八十四条中「左に」を「次に」に  
改め、同条第二号中「設計書」を「施  
業予定書」に改め、同条第四号中「前  
条」を「第一百八十三条」に改め、同条  
に次の二号を加える。

五 前条の規定による命令を受け  
た場合について、同条の規定に  
より指定した期限までに測量の  
結果を報告しないとき。

第六百八十五条中「通知」の下に「及  
び第一百条の三第一項の認可をしない  
旨の通知」を加える。

第六百八十六条第一項(第一百七条の  
二第二項について準用する場合  
を含む。)の許可又は不許可

十一 第百七条第一項(第一百七条  
の二第二項について準用する場  
合を含む。)の規定により適用さ  
れる土地収用法の規定による土

(鉱業の実施に関する説明)  
第一百八十八条 行政書士は、通商  
産業省令で定める手続に従い、通商  
産業局長に申請して、その認定を受  
けなければ、鉱業権の設定を受  
けようとする者、租鉱業者となる  
うとする者、鉱業出願人、鉱業権  
者若しくは租鉱業者又は鉱業権者  
内において、鉱業権者若しくは租  
鉱業者又は鉱業権者若しくは租鉱  
業者であつた者に対し、鉱業の実  
施に関する事項について説明を求  
めることができる。この場合にお  
いて、鉱業権者若しくは租鉱業者  
又は鉱業権者若しくは租鉱業者で  
あつた者は、正当な理由がなけれ  
ば、その説明を拒むことができな  
い。

二 事業者、土地若しくは建物その  
他の物件の所有者若しくは占有者  
又は鉱害の被害者は、前項の規定  
による説明を受けることができる  
だし、第百条の三第一項第三号  
の規定に違反することを不服の  
理由とする場合に限る。

三 第百条の五第一項第三号に規  
定する場合に該当することを理  
由とする第百条の三第一項の不  
認可。

八 第百条の五第一項第三号に規  
定する場合に該当するようにな  
つたことを理由とする第百条の  
七第二項の規定による命令

九 第百条の十四第四項の決定  
十 第百六条第一項(第一百七条の  
二第二項について準用する場合  
を含む。)の許可又は不許可

十一 第百七条第一項(第一百七条  
の二第二項について準用する場  
合を含む。)の規定により適用さ  
れる土地収用法の規定による土

(鉱業関係行政書士)  
第一百八十九条 行政書士は、次  
に掲げる場合において、相手方が  
認定による業務の停止の命令又は認  
定の取消しに準用する。

二 第二十六条の二第一号又は第  
二号に該当しないとき。

三 前項の認定を取り消された者  
にあつては、その取消しの日か  
ら三年を経過しているとき。

四 第百八十六条第一項の認定を受けた行政書士  
(以下「鉱業関係行政書士」とい  
う。)は、毎年二月末日までに、通  
商産業省令で定める手続に従い、  
前年中の鉱業関係の業務の状況を  
記載した報告書を通商産業局長に  
提出しなければならない。

五 鉱業権者若しくは租鉱業者又は鉱業  
権者若しくは租鉱業者であつた者に  
ついて説明を受けることができ  
ることができる。

六 通商産業局長は、第一項の認定  
又は第四項の規定による業務の停  
止の命令若しくは認定の取消しを  
受けたときは、その旨を関係都道府  
県知事に通知しなければならな  
い。

七 第四十条の規定は、第四項の規  
定による業務の停止の命令又は認  
定をしてはならない。

一 鉱業に関する出願若しくは申  
請の事務に五年以上従事した者  
又はこれと同等以上の能力を有  
すると認められる者であると  
き。

二 第二十六条の二第一号又は第  
二号に該当しないとき。

三 前項の認定を取り消された者  
にあつては、その取消しの日か  
ら三年を経過しているとき。

四 第百八十六条第一項の認定を受けた行政書士  
(以下「鉱業関係行政書士」とい  
う。)は、毎年二月末日までに、通  
商産業省令で定める手続に従い、  
前年中の鉱業関係の業務の状況を  
記載した報告書を通商産業局長に  
提出しなければならない。

五 鉱業権者若しくは租鉱業者又は鉱業  
権者若しくは租鉱業者であつた者に  
ついて説明を受けることができ  
ることができる。

六 通商産業局長は、一年以内の  
期間を定めて鉱業関係の業務の停  
止を命じ、又は第一項の認定を取  
り消すことができる。

七 第四十条の規定は、第四項の規  
定による業務の停止の命令又は認  
定をしてはならない。

一 鉱業権者、鉱業出願人、租鉱  
業者、租鉱業者又は抵当権者にあ  
つては、願書、申請書又は鉱業原簿に  
記載された住所の、土地又は建物  
その他の物件に關し所有権その他  
の権利を有する者にあつてはそれ  
らの所在地の市役所、町村役場又  
はこれに準ずるもの掲示場に、  
その他の物件に關し所有権その他  
の権利を有する者にあつてはそれ  
らの所在地の市役所、町村役場又  
はこれに準ずるもの掲示場に、  
その通知若しくは命令又は決定書  
の謄本の内容を掲示するととも  
に、その掲示をした旨及びその要  
旨を官報に掲載しなければなら  
ない。この場合においては、掲示を  
始めた日又は官報に掲載した日の  
いすれか遅い日から十四日を経過  
した日に、その通知若しくは命令  
又は決定書の謄本は、相手方に到  
達したものとみなす。

二 第二項に該当する場合においては、  
その通知若しくは命令又は決定書  
の謄本の内容を掲示するととも  
に、その掲示をした旨及びその要  
旨を官報に掲載しなければなら  
ない。この場合においては、掲示を  
始めた日又は官報に掲載した日の  
いすれか遅い日から十四日を経過  
した日に、その通知若しくは命令  
又は決定書の謄本は、相手方に到  
達したものとみなす。



別表を次のように改める。

別表

納付しなければならない者	金	額
一 第十八条第二項の規定により試掘権の存続期間の延長の申請をする者	一件につき	五千円
二 第二十二条第一項の規定により鉱業権の設定の出願をする者	一件につき	一万円
試掘権の設定		
採掘権の設定		
三 第三十六条第一項又は第二項の規定により鉱業出願地の増減の出願をする者	一件につき	一万円
試掘出願地の減少	一件につき	一万五千円
採掘出願地の増加又は増加及び減少	一件につき	二千五百円
四 第四十二条第一項の規定により鉱業出願人の名義の変更の届出をする者	一件につき	九千円
試掘権の設定		
五 第四十二条第二項の規定により鉱業出願人の名義の変更の届出をする者	一件につき	四千円
試掘権の設定		
六 第四十五条第一項の規定により鉱区の増減の出願をする者	一件につき	六千円
試掘鉱区の増加又は増加及び減少	一件につき	四百円
採掘鉱区の減少	一件につき	八千円
七 第五十一条第一項又は第二項の規定により採掘鉱区の出願をする者	一件につき	二千円
試掘鉱区の増加又は増加及び減少	一件につき	一万二千円
採掘鉱区の減少	一件につき	三千円
八 第五十一条の二第一項の規定により目的鉱物の増減の出願をする者	一件につき	一万円
試掘権の目的鉱物の増加又は増加及び減少	一件につき	四千円
試掘権の目的鉱物の減少	一件につき	一千円
採掘権の目的鉱物の増加又は増加及び減少	一件につき	六千円
採掘権の目的鉱物の減少	一件につき	五百円

（施行期日）	附則
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	
（追加鉱物の採掘）	
第二条 この法律の施行の際現に陶石、ベントナイト若しくは酸性白土（以下「追加鉱物」という。）	

の採掘をしている者又はその承継人  
人は、この法律の施行の日から六月以内に当  
六月間は、従前の例によりその採  
掘を継続することができる。この採  
掘区域について当該追加鉱物のみ  
を目的とする鉱業権の設定の出願  
をした場合において、出願の却下  
若しくは不許可の通知を受けるま  
で、改正後の鉱業法（以下「新法」と  
いう。）第四十三条の規定によつて  
許可がその効力を失うまで、又は  
鉱業権の設定の登録があるまでの  
間も、当該出願の区域について、  
同様とする。

権を有するものとし、かつ、新法第十四条第三項、第十四条の二第二項、第十六条第一項、第二十九条、第三十二条及び第三十二条の二の規定は、その出願には、適用しない。ただし、当該土地の区域について前条第一項の規定による当該追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願が許可されたときは、新法第十六条第一項又は第二十九条の規定については、この限りでない。

ている区域に重複し、かつ、その目的となつてゐるよう右又は長尺としてと共存する陶石を目的としていた前二条の規定による出願については、前二条の規定かにかわらず、その重複する区域に限り、新法第十六条第一項及び第二十五条の規定を適用する。この場合において、採掘転願に基づき採掘権の設定又は鉱区の増加による変更があつたときは、当該採掘権と重複する区域及び鉱物に限り、試掘権の設定又は試掘鉱区若しくは目的鉱物の增加による変更の登録があつた日に採掘権の設定又は採鉱区若しくは目的鉱物の増加による変更の登録があつたものとみなす。

て準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

第十条 附則第三条から第五条までの規定による出願に基づき設定された追加鉱物を目的とする鉱業権の鉱業権者は、附則第二条第一項の規定によりその設定の登録があるまで従前の例による範囲内で当該追加鉱物の採掘を継続していたときは、その登録の日から六月間は、新法第百条の三第二項の規定にかかわらず、認可を受けた施業案によらないで、従前の例による範囲内で当該追加鉱物の採掘をすることができる。その登録の日から六月以内に施業案に定め同様第一項の認可の申請をした場合において、その申請が拒否されるまで、又はその認可があるまでの間も、同様とする。

で継続する鉱物の試掘又は採掘については、この限りでない。

2 前項の場合において、附則第三条から第五条までの規定による出願に基づき設定された追加鉱物を目的とする鉱業権の鉱業権者が附則第二条第一項の規定によりその設定の登録があるまで継続してい大当該追加鉱物の採掘を更に従前の例による範囲内で継続するときは、その採掘については、新法第一百条の十一第一項の規定は、適用しない。

第十二条 附則第三条から第五条までの規定による出願に基づき設定された追加鉱物を目的とする鉱業権の鉱業権者は、附則第二条第一項の規定によりその設定の登録があるまで継続してい大当該追加鉱物の採掘を更に従前の例による範囲内で継続するときは、その採掘については、新法第一百条の十一第一項の規定は、適用しない。

第十三条 この法律の施行の際現に追加鉱物を目的する採石権の上に登録された抵当権が存する場合において、当該採石権を現に有しておいて、当該採石権が設定されたときには、その登録の日から一年間は、新法第一百条の十四第一項又は第二項の規定にかかるわらず、同条第一項又は第二項の承諾を得ないで、従前の例による範囲内で当該追加鉱物の採掘を継続するための土地の掘さくをすることができる。

第十四条 この法律の施行の際現に追加鉱物を目的とする採石権その他の土地の使用に關する権利を有する者から契約又は慣習により代償を受けている土地の所有者は、附則第三条第一項又は第四条の規定による出願に基づき設定された追加鉱物を目的とする鉱業権の鉱業権者が、その鉱業権が試掘権である場合について、当該試掘権に係る採掘転願に基づき採掘権の設定又は鉱区の増加による変更があつたときにおける当該採掘権の採掘権者を含む。に対して、当該追加鉱物の採掘について相当の補償金を請求することができる。

第十五条 この法律の施行前に改正前の鉱業法(以下「旧法」という。)第三十一条第一項の規定によつてした鉱業出願地の増加の出願については、「鉱業法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第一号)」の施行の日から二箇月以内にとする。

第十六条 前条第一項の規定は、新法第三十六条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例によつてした鉱業出願地の増加の出願については、新法第四十六条第一項及び第二項の規定はこの法律の施行前にした鉱業出願地の増加の出願に、第一項の規定はこの法律の施行前にした鉱業出願地の減少の出願に準用する。

第十七条 この法律の施行の際現に登録を受けた鉱物と同種の鉱床中に存する他の鉱物の試掘又は採掘をしている鉱業権者は、この法律の施行の日から六ヶ月間は、新法第七条の規定にかかるわらず、なお従前の例により当該他の鉱物の試掘又は採掘を継続することができる。この法律の施行の日から六ヶ月以内に当該鉱物に係る目的鉱物の増加の出願をした場合において、出願の却下若しくは不許可の通知を受けるまで、新法第五十二条の二第三項において準用する新法第四十三条の規定によつて許可がその効力を失うまで、又は目的鉱物の増加の登録があつたまでの間も、同様とする。

第十八条 この法律の施行の際現に存する鉱業権については、現に当該鉱業権の目的となつてゐる鉱物(附則第十六条第四項の規定により従前の例によつて確認を受けた鉱物を含む。)に限り、新法第十三

十四条の二、第十六条第一項、第

二十七条、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条並びに第三十一条から第三十二条までの規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第十九条 新法第十三条の二第一項の規定にかかるわらず、この法律の規定に存する鉱業権又は第二類の鉱業権としているものは第三類の鉱業権と石油、アスファルトを含む。

二十条 この法律の施行の際現に存する砂鉱を目的とする鉱業権は、新法第三条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例により砂鉱を目的とすることができる。

二十一

条の二第二項の規定は、適用しない。

二十二

条の二第二項の規定は、適用しない。

二十三

条の二第二項の規定は、適用しない。

二十四

条の二第二項の規定は、適用しない。

二十五

条の二第二項の規定は、適用しない。

二十六

条の二第二項の規定は、適用しない。

二十七

条の二第二項の規定は、適用しない。

二十八

条の二第二項の規定は、適用しない。

二十九

条の二第二項の規定は、適用しない。

三十

条の二第二項の規定は、適用しない。

三十一

条の二第二項の規定は、適用しない。

三十二

条の二第二項の規定は、適用しない。

三十三

条の二第二項の規定は、適用しない。

三十四

条の二第二項の規定は、適用しない。

三十五

条の二第二項の規定は、適用しない。

三十六

条の二第二項の規定は、適用しない。

三十七

条の二第二項の規定は、適用しない。

三十八

条の二第二項の規定は、適用しない。

三十九

条の二第二項の規定は、適用しない。

四十

条の二第二項の規定は、適用しない。

四十一

条の二第二項の規定は、適用しない。

四十二

条の二第二項の規定は、適用しない。

四十三

条の二第二項の規定は、適用しない。

四十四

条の二第二項の規定は、適用しない。

四十五

条の二第二項の規定は、適用しない。

四十六

条の二第二項の規定は、適用しない。

四十七

条の二第二項の規定は、適用しない。

四十八

条の二第二項の規定は、適用しない。

四十九

条の二第二項の規定は、適用しない。

五十

条の二第二項の規定は、適用しない。

五十一

条の二第二項の規定は、適用しない。

五十二

条の二第二項の規定は、適用しない。

五十三

条の二第二項の規定は、適用しない。

五十四

条の二第二項の規定は、適用しない。

五十五

条の二第二項の規定は、適用しない。

五十六

条の二第二項の規定は、適用しない。

五十七

条の二第二項の規定は、適用しない。

五十八

条の二第二項の規定は、適用しない。

五十九

条の二第二項の規定は、適用しない。

六十

条の二第二項の規定は、適用しない。

六十一

条の二第二項の規定は、適用しない。

六十二

条の二第二項の規定は、適用しない。

六十三

条の二第二項の規定は、適用しない。

六十四

条の二第二項の規定は、適用しない。

六十五

条の二第二項の規定は、適用しない。

六十六

条の二第二項の規定は、適用しない。

六十七

条の二第二項の規定は、適用しない。

六十八

条の二第二項の規定は、適用しない。

六十九

条の二第二項の規定は、適用しない。

七十

条の二第二項の規定は、適用しない。

七十一

条の二第二項の規定は、適用しない。

七十二

条の二第二項の規定は、適用しない。

七十三

条の二第二項の規定は、適用しない。

七十四

条の二第二項の規定は、適用しない。

七十五

条の二第二項の規定は、適用しない。

七十六

条の二第二項の規定は、適用しない。

七十七

条の二第二項の規定は、適用しない。

七十八

条の二第二項の規定は、適用しない。

七十九

条の二第二項の規定は、適用しない。

八十

条の二第二項の規定は、適用しない。

八十一

条の二第二項の規定は、適用しない。

八十二

条の二第二項の規定は、適用しない。

八十三

条の二第二項の規定は、適用しない。

八十四

条の二第二項の規定は、適用しない。

八十五

条の二第二項の規定は、適用しない。

八十六

条の二第二項の規定は、適用しない。

八十七

条の二第二項の規定は、適用しない。

八十八

条の二第二項の規定は、適用しない。

八十九

条の二第二項の規定は、適用しない。

九十

条の二第二項の規定は、適用しない。

九十一

条の二第二項の規定は、適用しない。

九十二

条の二第二項の規定は、適用しない。

九十三

条の二第二項の規定は、適用しない。

九十四

条の二第二項の規定は、適用しない。

九十五

条の二第二項の規定は、適用しない。

九十六

条の二第二項の規定は、適用しない。

九十七

条の二第二項の規定は、適用しない。

九十八

条の二第二項の規定は、適用しない。

九十九

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百零一

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百零二

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百零三

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百零四

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百零五

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百零六

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百零七

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百零八

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百零九

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百一〇

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百一一

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百一二

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百一三

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百一四

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百一五

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百一六

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百一七

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百一八

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百一九

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百二十

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百二十一

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百二十二

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百二十三

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百二十四

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百二十五

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百二十六

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百二十七

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百二十八

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百二十九

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百三十

条の二第二項の規定は、適用しない。

一百三十一

鉱業権が試掘権である場合において、当該試掘権に係る探掘転頼

(砂鉱を目的とするものに限る。)をあつたときは、その採掘転願について、新法第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

の増加を除く。)をすることがでない。

この法律の施行の際に存する試掘権又はこの法律の施行前にした出願に基づき設定された試掘権

3 準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

その鉱物が当該鉱業権の目的となつた時に当該他の鉱業権の目的となつていないと。

試掘権に係る採掘転願に基づく採掘権の設定により重複することとなつた区域については、この限りでない。

4 第一項の規定により砂鉱を目的とする鉱業権又は前二項の出願に

新法第三条第一項第一号に掲げる鉱物のうち漂砂鉱床をなすものであつて砂れき状で存するものを目的としているものとみなす。

(石灰石等に関する鉱区の重複の  
特例)

（鉱床鉱区における鉱物の説明）  
び採掘）

2 前項の場合において、採掘権願に基づき採掘権の設定又は鉱区のいるとき。

3 前条第二項の規定は、第一項ただし書の場合において、採掘転願に基づき採掘権の設定又は鉱区の

5 第一類の鉱業権（前項に規定する鉱業権を除く。）は、その鉱区と同項に規定する鉱業権の鉱区又はその設定若しくは鉱区の増加の出願の区域（この法律の施行前にした出願の区域及び第三項の採掘転願の区域のうち当該試掘鉱区と重複する区域に限る。）が重複するときは、その重複する区域において、砂鉱床をなすものであつて砂れき状で存するものは目的としているものとみなす。

二十二条 この法律の施行の日から三年以内にした石灰石又はドロマイトのみを目的とする鉱業権の設定又は鉱区の増加の出願について、新法第十六条第一項及び第二十九条（新法第三十六条第三項又は第四十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。その出願に基づき設定された鉱業権が試掘権である場合において、当該試掘権に係る採掘転廻があつたときも、当該試掘鉱区と重複する区域に限り、同様とする。

この法律の施行後にした出願に基づき設定された第一類の試掘権

の重複する区域においては、新法第五条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、その鉱物の試掘をし、又は採掘及び取得をすることができない。たがし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一　その鉱物が当該鉱業権の当初の目的鉱物（この法律の施行の際現に存する鉱業権についてはこの法律の施行の時における目的鉱物をいい、この法律の施行後に設定された鉱業権についてはその設定の時における目的鉱

当該試掘権と重複する区域及び鉱物に限り、試掘権の設定又は試掘鉱区若しくは目的鉱物の増加による変更の登録があつた日に採掘権の設定又は採掘鉱区若しくは目的鉱物の増加による変更の登録があつたものとみなす。

第二十四条 その鉱区が附則第十九条の規定により第二類又は第三類の鉱業権とみなされた鉱業権の鉱区と重複し、かつ、これらの鉱業権の目的鉱物を目的とする他の異類の鉱業権の鉱業権者は、その重複する区域においては、新法第五

第二十五条 この法律の施行の際現に存する鉱業権又はこの法律の施行前にした出願に基づき設定された鉱業権（これらの鉱業権が試掘権である場合において、当該試掘権に係る採掘軸線に基づき採掘権の設定があつたときにおける当該採掘権を含む。）のうち、第二類の鉱業権と当初の目的鉱物としていい石又は耐火粘土を目的とする第一類の鉱業権との鉱区が重複するときは、その重複する区域（この法律の施行後二年以内によう

**第二十二条** この法律の施行の際現に存する鉱業権については、新法第十六条第一項の規定にかかるらず、なお従前の例による。ただし、この法律の施行後にする出願により同類の鉱業権の鉱区と重複することとなるような鉱区の増加（採掘転居に基づき当該試掘鉱区）と重複する区域についてする鉱区

トを目的とする鉱業権の設定又は出願に基づき石灰石又はドロマイトの鉱区に重複して前項に規定する鉱区の増加による変更があつたときは、その第一類の試掘権に係る採掘許願については、当該試掘鉱区と重複する区域に限り、新法第十六条第一項及び第二十九条新法第四十五条第三項において

物をいう。以下同じ。)と同種の  
鉱床中に存する鉱物であり、か  
つ、当該他の鉱業権の当初の目  
的鉱物と異種の鉱床中に存する  
鉱物であるとき。

第一項又は第二項の規定にかかる重複する鉱物の試掘をし、又は採掘及び取得をすることができない。ただし、附則第十九条の規定により第二類若しくは第三類の鉱業権とみなされた鉱業権の鉱区の増加により重複したこととなつた区域又はこれらの鉱業権が試掘権である場合において当該

鉱業権の設定又は鉱区の増加による変更により重複することとなつた区域を除く。)における石炭又は亜炭と共に存するけい石又は耐火粘土の試掘又は採掘についての新法第百条の十三第一項又は第二項の規定の適用に関しては、同一条第一項ただし書の場合に該当するものとします。



あるのは「その日から引き続き」とする。

#### (租鉱権)

第三十五条 この法律の施行前にした租鉱権の設定の認可の申請については、新法第八十七条において準用する新法第二十六条の二及び法第十四条第二項の規定にかかる第二十六条の三の規定は、適用せず、かつ、新法第七十五条及び新法第八十七条において準用する新法第十四条第二項の規定にかかる第二十六条の三の規定は、適用せず、かつ、新法第七十五条及び新法第八十七条において準用する新法第十四条第二項の規定にかかる第二十六条の三の規定は、適用せず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に租鉱権の設定の認可の申請をした者は、この法律の施行の日から二月以内に、新法第七十七条第一項の規定による施設予定書を通商産業局長に提出しなければならない。ただし、旧法第八十七条において準用する

旧法第二十六条の設計書を提出している場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、この法律の施行前にした租鉱区の増減の申請に準用する。

第十三条 この法律の施行の際現に存する租鉱権については、新法第七十五条の規定にかわらず、なお従前の例による。ただし、この法律の施行後にする申請により当該採掘鉱区他の中の租鉱区と重複することとなるような租鉱区の増加をすることができない。

2 この法律の施行の際現に存する租鉱権の存続期間及びその延長については、新法第七十六条の規定にかかるわらず、なお従前の例によること。

3 租鉱権者がこの法律の施行前にかかるわらず、なお従前の例によることは、新法第八十三条第一項第一号に該当する。

当していた場合における租鉱権の取消しについては、なお従前の例による。

4 新法第八十七条において準用する新法第五十五条の規定は、旧法中にこれに相当する規定がある場合に限り、この法律の施行前に生じた事由についても、適用する。

5 附則第十七条、第二十七条第一項から第三項まで及び第二十八条（施設案）

第三十七条 この法律の施行前にした旧法第六十三条第二項（旧法第八十七条において準用する場合を含む）の認可の申請は、新法第一百八十七条において準用する場合を除く。この場合においては、新法第一百条の四及び第一百条の五第二項第一号の規定は、適用しない。

2 この法律の施行前に旧法第六十三条第一項の規定により届出をした施設案は、新法第一百条の三第一項の認可の申請とみなす。この場合においては、新法第一百条の四及び第一百条の五第二項第一号の規定は、適用しない。

3 この法律の施行前に旧法第六十三条第一項の規定により届出をした施設案は、新法第一百条の三第一項の認可を受けた施設案とみなす。

この法律の施行の際現に旧法第六十三条第二項（旧法第八十七条において準用する場合を含む）の認可を受けていた施設案は、新法第一百条の三第一項の認可を受けた施設案とみなす。

わらず、公共の用に供する施設及び建物の地表地下とも五十メートル以内の場所において、その所有者の承諾を得ないで、従前の例による範囲内で鉱物の試掘又は採掘を繼續するための土地の掘さくをすることができる。

2 この法律の施行の際現に鉱物の試掘又は採掘をしている鉱業権者又は租鉱権者は、この法律の施行の日から一年間は、新法第一百条の四第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に農地及び宅地の地下三十メートル以内の場所において、その管理庁又は所有者及び管理人の承諾を得ないで、従前の例による範囲内で鉱物の試掘又は採掘を繼續するための土地の掘さくをすることができる。

4 この法律の施行の日までの間も、同様とする。

2 この法律の施行の日の二年以前から引き続き新法第一百八十八条第一項に規定する業務を行なつている行政書士がこの法律の施行後六月以内に同項の認定を申請したときは、その者は、同条第二項第一号に適合しているものとみなす。

（旧法の規定による処分等の効力）

第三十九条 新法第一百八条の二第一項又は第一百八条の六第一項の規定は、この法律の施行後に設置の工事に着手する特殊施設について、適用する。

（和解の仲介）

第四十条 この法律の施行前に旧法第一百二十二条の規定によつてした和解の仲介の申立てについては、その効力を有する。

（不服の申立て）

第四十一条 この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定による通商産業局長の処分についての審査請求があつたときは、当該処分についての裁定の申請及び審査請求については、新法第一百七十七条の十二第二項から第六項までに改める。

第十一条第一項中「追加鉱物を掘採し、及び取得する」を「追加鉱物の試掘をし、又は採掘及び取得をし、又は採掘及び取得をする」に改める。

第十二条第一項中「鉱物を掘採し、及び取得する」を「鉱物の試掘をし、又は採掘及び取得をし」に改め、同条第三項中「第四十七条第二項から第六項まで」を「第一百条の十二第二項から第六項まで」に改める。

定にかかるわらず、なお従前の例による。

#### (鉱業関係行政書士)

第四十二条 この法律の施行の際現に新法第一百八十八条第一項に規定する業務を行なつている行政書士については、この法律の施行の日から六月間は、同項の規定は、適用しない。その期間内に同項の認定を申請した場合において、その申請が拒否されるまで、又はその申請について認定があるまでの間も、同様とする。

2 第十三条第一項中「追加鉱物を掘採する」を「追加鉱物の採掘をする」に、「掘採に」を「採掘に」に改め、同条第五項中「第四十七条第二項から第六項まで」を「第一百条の十二第二項から第六項まで」に改め、同条第五項中「第四十七条第二項から第六項まで」を「第一百条の十二第二項から第六項まで」に改める。

（鉱業法の一部を改正する法律の一部改正）

第四十三条 附則第三十七条规定する場合のほか、この法律の施行前に旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によつしたものとみなす。

（鉱業法施行法の一部改正）

第四十四条 鉱業法施行法（昭和十五年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「トリウム鉱を掘採し、及び取得する」を「ト

リウム鉱の試掘をし、又は採掘及び取得をする」に改める。

（鉱業法施行法の一部改正）

第四十五条 鉱業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第一百九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「鉱物を掘採し、

及び取得する」を「鉱物の試掘をし、又は採掘及び取得をする」に改める。

（鉱業法施行法（昭和二年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項中「鉱物を掘採し、

及び取得する」を「鉱物の試掘をし、又は採掘及び取得をする」に改める。

（鉱業法施行法（昭和二年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「鉱物を掘採し、

及び取得する」を「鉱物の試掘をし、又は採掘及び取得をする」に改める。

又は採掘及び取得をする」に改める。

#### (鉱業法の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条第一項中「鉱物を掘採し、及び取得する」を「鉱物の試掘をし、又は採掘及び取得をし」に改め、同条第三項中「第四十七条第二項から第六項まで」を「第一百条の十二第二項から第六項まで」に改める。

2 第十四条第二項及び第十五条第一項中「砂金を掘採し、及び取得する」を「砂金の試掘をし、又は採掘及び取得をする」に改める。

（鉱業法の一部を改正する法律の一部改正）

第十四条第二項及び第十五条第一項中「砂金を掘採し、及び取得する」を「砂金の試掘をし、又は採掘及び取得をする」に改める。

（鉱業法の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条第一項中「砂金を掘採し、

及び取得する」を「砂金の試掘をし、又は採掘及び取得をする」に改める。

（鉱業法の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条第一項中「砂金を掘採し、

及び取得する」を「砂金の試掘をし、又は採掘及び取得をする」に改める。

（鉱業法の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条第一項中「砂金を掘採し、

及び取得する」を「砂金の試掘をし、又は採掘及び取得をする」に改める。

（鉱業法の一部を改正する法律の一部改正）

第十八条第一項中「砂金を掘採し、

及び取得する」を「砂金の試掘をし、又は採掘及び取得をする」に改める。

（鉱業法の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条第一項中「砂金を掘採し、

及び取得する」を「砂金の試掘をし、又は採掘及び取得をする」に改める。









昭和三十九年二月二十日印刷

昭和三十九年二月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局